

1 議 事 日 程 (第 3 日)

(平成 2 1 年第 3 回有田川町議会定例会)

平成 2 1 年 9 月 1 5 日

午前 9 時 3 0 分開議

於 議 場

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第 105 号 平成 20 年度 地域情報通信基盤整備推進交付金事業

有田川町情報通信基盤整備工事の請負変更契約について

日程第 3 議案第 106 号 平成 21 年度 御霊小学校プール改築工事の請負契約について

日程第 4 議案第 107 号 財産の取得について

平成 21 年度 孤立集落通信確保事業

超短波無線電話装置購入

日程第 5 議案第 108 号 財産の取得について

平成 21 年度 町内移動系防災行政無線統一化事業

超短波無線電話装置購入

日程第 6 議案第 109 号 財産の取得について

平成 21 年度 和歌山県石油貯蔵施設立地対策等交付金事業

小型消防ポンプ購入

日程第 7 議案第 110 号 財産の取得について

平成 20 年度 地域活性化・生活対策臨時交付金事業

地上デジタル放送対応テレビ購入 (吉備地区)

日程第 8 議案第 111 号 財産の取得について

平成 20 年度 地域活性化・生活対策臨時交付金事業

地上デジタル放送対応テレビ購入 (金屋・清水地区)

日程第 9 議案第 112 号 財産の取得について

平成 21 年度 町有公用自動車 (塵芥収集車) 購入

日程第 10 議案第 113 号 財産の取得について

平成 21 年度 有田川 L i b r a r y 図書購入

2 出席議員は次のとおりである（23名）

1 番	尾 上 武 男	2 番	増 谷 憲
3 番	堀 江 眞智子	4 番	橋 爪 弘 典
5 番	東 武 史	6 番	細 東 正 明
8 番	岡 省 吾	9 番	前 ♪ 利 夫
10 番	湊 正 剛	11 番	佐々木 裕 哲
12 番	森 本 明	14 番	殿 井 堯
15 番	浦 博 善	17 番	坂 上 東洋士
18 番	楠 部 重 計	19 番	新 家 弘
20 番	西 弘 義	21 番	中 ✓ 正 門
22 番	中 山 進	23 番	竹 本 和 泰
24 番	大 岡 憲 治	25 番	亀 井 次 男
26 番	森 谷 信 哉		

3 欠席議員は次のとおりである（2名）

9 番	前 ♪ 利 夫	20 番	西 弘 義
-----	---------	------	-------

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

9 番	前 ♪ 利 夫	20 番	西 弘 義
-----	---------	------	-------

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（22名）

町 長	中 山 正 隆	副 町 長	山 崎 博 司
清水行政局長	保 田 永一郎	会 計 課 長	浜 田 文 男
総 務 課 長	須佐見 政 人	企画財政課長	山 崎 正 行
総合業務課長	高 垣 忠 由	消 防 長	前 田 英 幸
福 祉 課 長	星 田 仁 志	環境衛生課長	河 島 一 昭
住 民 課 長	福 原 茂 記	税 務 課 長	赤 井 康 彦
情報管理課長	水 口 克 將	建 設 課 長	東 信 行
産 業 課 長	中 島 詳 裕	地籍調査課長	大 方 肇
水 道 課 長	山 本 満寿典	下 水 道 課 長	東 敏 雄
教育委員長	毛 保 敦	教 育 長	楠 木 茂
学校教育課長	坂 上 泰 司	社会教育課長	三 角 治

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事 務 局 長	本 下 浩 久	書 記	池 ■ ひろ子
---------	---------	-----	---------

開議 9時30分

○議長（橋爪弘典）

皆さん、おはようございます。

7番、田中良知君、13番、横畑龍彦君から欠席の届出がありましたので報告をします。
ただいまの出席議員は、23人であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

なお、町長より、追加議案が9件提出されています。

議員各位に申し上げます。

一般質問等の議員の発言は、議員固有の権限であります。静粛にして、その発言に耳を傾けるべきであります。

議員、職員の両者に申し上げます。

質問、答弁について、声が小さく、理解できないことを長々と発言される方が何人かおられます。発言は、メリハリをつけ、明確に語っていただくようお願いをいたします。せつかくの発言が意味のないものにならないように、心を動かす発言をしていただくようお願いをします。

…………… 日程第1 一般質問 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順次、一般質問を許可いたします。

…………… 通告順9番 17番（坂上東洋士） ……………

○議長（橋爪弘典）

17番、坂上東洋士君の一般質問を許可します。

17番、坂上東洋士君。

○17番（坂上東洋士）

それでは、議長の許可をいただきましたので、17番議員、一般質問を行いたいと思います。

まず、最初にお尋ねをいたします案件は、私の自宅の前を通っております国道480号線が先日、陥没をいたしまして、片側通行を余儀なくされている点について、早急な対応をお願いいたしたく、県当局に交渉してほしいと、こういう思いからお願いを申し上げる次第でございます。

聞くとところによりますと、陥没された日の当日も、また県当局並びに町の関係者等々もお見えでございましたし、副町長も次の日にお見えになっておりました。そして、陥没より2日後から応急的に水の流れ、みとを変えると、こういうことで工事に着手をしたい、

こういうことで有田川の漁業協同組合の方にご協力を依頼されたそうでございますが、今の時期、鮎釣り客や網入れ等々のそういうことを控えてございますので、今、工事をされますと水を汚すので、あるいはいくらかの補償を持ってこいと、こういうようなお話があったそうでございますが。詳細については存じておりませんが、聞くところによりますと、100万円というようなお話も出ておるようでございます。県の出先機関でございます有田振興局とで折り合いがつかなくて今に至っているのは、皆さんもご承知のとおりでございます。

私は、今のところ良好な天気、本当に秋らしい、さわやかな毎日を過ごしておるわけでございますが、今も台風時期でございます、もしかして台風が来て、今のこの陥没しておるところが、またその水が増したことによって二次災害、そういうものを起こしたことによりまして、いわゆる町民に与える影響等々を考えますと、非常にこの問題については早急な対応をとっていただきたいということが私の本旨でございますので、漁業協同組合とのお話しの中、どのようになっておるのか、町長等々、関係者が今まで取り組んできた内容について詳細に、この際、町民の前に明らかにしてもらいたいということでございます。

また、再質問の中で詰めをさせていただきますが、きょうは関係者の方もお見えであるようでございますが、十分にやはり町民の生活の道路というものと、そして、そういう漁業協同組合というものと、どちらが先行するのかということをお考えをいただくことは、今回の私の議会へ考えていただくということの提案でございますので、どうかよろしくお願いを申し上げる次第でございます。

次に、私は、ふれあいの丘スポーツパークにあります432メートルというスライダーについて、今回撤去されるように聞き及んでおりますが、どのような経緯、また経過をもって、このようなことに、取り壊すことになったのかということについて、どうかその内容についてお知らせをいただきたいと思うのでございます。

そこで働く人たちのご意見を伺いますと、やはりスライダーがあつて子供たちを夏休み等々に連れて来てくれる、まあ1つの顔であるとの認識をお持ちのようでございまして、私としても、せっかくつくったスライダーをなぜ、撤去せねばならないのか、こういう点につきましては、たいへん疑問に思っておるわけでございまして、どうか、そのあたりの中身について、後で町民からご批判の出ることのないように、ご説明を賜りたいと思うのでございます。どうか、よろしくお願いを申し上げる次第でございます。

次に、私は、次期町長選についてと題しまして、一般質問を行うことになってございまして。町長も6月議会に、中山進同僚議員の質問に答えまして、できるならば、まだまだ課題があるので、次の町長選に出る、出馬の表明をしたことはご承知のとおりでございます。また、きのう、岡君、それから西君の同僚議員の質問にもそういうお話がございました。私も町長にぜひ当選をしていただきたい、そういう立場から一般質問を行いたいと思います。

去る8月30日投開票の国政選挙の衆議院選挙におきましては、ご承知のとおり、自民党119、民主党308議席、こういうことになりましたけども、これは、全国民のいわゆる支持をしたことをごさいます、小選挙区というのは、1票でも負けたら、いわゆる議席を取られるわけをごさいます。全体的に見ればどうかと、そういうことをごさいます。私は、都市と村との今回の戦いであつたと思つてごさいます、いわゆる日夜、道路というのは、まだまだ町長も申し上げたとおり、我々の町には必要をごさいます、どうしてもそういうところに今後とも力を入れていかなきゃならんというのが現実をごさいます。いわゆる洗練されたと申しますか、町長も議会議員を何期かされましてから、吉備町長、そして有田川町長、いわゆるやってくれておりますが。先般、合併後のときには、いわゆるいろいろのことが宣伝されておるようをごさいます、私の耳にもあまりよくない話をごさいます。「そうか、そんなんか」というようなことも耳にしたこともごさいます。しかし、私は、3年8ヵ月余り、町長とお付き合いをしまりましたけれども、いわゆる少数意見にも耳を傾け、いろんなところに気配りをされ、そういうかたちで人間性にも私はたいへん気に入つておると申しますか、大事にさせていただいておる者の1人をごさいます。どうか、今後、精進をされまして、来る1月25日、もう日が決定しておられますが。私もまた、最後のべくつとでもいいから上がらせていただくべく、今後これから一生懸命、当選すべく、私も一生懸命になります、町長にぜひ、やはり再当選をすべく私も一生懸命努力していきたいと思つてごさいます。

西君のお話でもありますが、どこを頼つていったらええんか、こういうことをごさいます。人脈というものは、そう一気にできるものでごさいません、なかなか1年生議員では、到底そういうものがやっつけられる道理をごさいません。県知事とのいわゆる懇談会というのが持たれたようをごさいます、毎日新聞にも載つてごさいましたが、いわゆる人それぞれ役者というのは違ひまして、玉置公良先生なんていうのは、「県知事が二階さんを推した、公人としてはいかがなものか」このようなことを書いてごさいましたけれども、選挙というのは、だれを推そうがかれを推そうが自由をごさいます、いくら公人であっても、そのときそのときにこれ推すのが、これは人間性をごさいます。なかなか器も小さいのか、大きいのかわかりませんが、そういうふうには私は感じたわけをごさいます。

まあ、今後とも町民あつての町長でもごさいますし、謙虚な立場で町政、今後ともしていつてもらうことをご期待申し上げまして、私の一般質問を終わりたいと思ひます。

ありがとうございました。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

おはようごさいます。

坂上議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

まず、国道480号の清水地内の陥没についてであります。

これ、先日、突然陥没したということで。たまたま、うちの職員が通りかかって、すぐさま降りて、交通整理等々、迅速に対応したようであります。この箇所については、もう前々からちょっと危ない所であるということ、危険な所であるということは指摘をされておったんですけれども、県の方が今まで手当てをしてこなんだということで、かなり広い範囲において崩落をしています。

このことについては、今、拡大しないようにブルーシートで雨が入らないようにやっています。ただ、非常にこの箇所については、水が直接突き当たるという非常に危険な場所で、台風シーズンでもあるし、早急に県も直したいという意向であったんですけれども。折りしもですね、今、鮎の季節ということで、特に今年は、たくさんのお客さんが見えになって来ております。

ほんで、まあその瀬がえ、瀬がえと言いますけど、川の流れをかえることについては、非常にこう、濁るし、恐らくそこから下流については、もう鮎の漁業はだめだなということで、まあ漁協さんとも若干、意見の違いがあったようです。ただ、ほいや鮎と人命とどっちが大事なというたら、もう、それはもう論ずるに足りないところであります。今回のまあ災害であります。応急に何とかしてほしいということで、私も再三、県の方にもお願いをしました。できるだけ早くやろうということで、もう既に測量設計完了して、鮎のシーズン、これ20日を待ってですね、すぐ本工事にかかるというお返事をいただいています。それで年度内には完成をさせていきたいなというお返事でありました。結構、お金についてはかかるようであります。まあ、それでも、ただ、もうまた間もなく、きょうもですね、台風がこっちに来るといようなコースをたどっています。ほいで、もし、急にそういう台風が来ればですね、恐らく、水が増せば、二次災害が起こる可能性があります。そういうところの対応はどうするのですかと県へ聞いたら、大きな土嚢を用意しているようであります。これ、もう川が増水して濁ればですね、もう鮎も多分関係ないだろうと思うんで、すぐさま土嚢を積んで、二次災害を起こさせないような態勢は整えていますということ聞いています。

いずれにしても、この道というのは非常に主要な国道でありますので、特に清水地域にとっては主要な道路でありますので、1日も早く完成できるように、工事へ入れればできるだけ早く完成できるように県当局にこれからも要望していきたく思います。

それから、もう1点目、ふれあいの丘スポーツパークのスライダーの撤去についてのご質問でありますけれども。

今回、計画を行っているふれあいの丘スポーツパーク改修事業は、国の補正予算——経済危機対策事業として6月議会に上程したものであります。

ご指摘のスライダー、リフトについては、平成6年7月16日より運行しておりまして、当初7月から3月には、3万9,319名、これまあ1日に換算しますと最大で1,553人の方が乗車されまして、売上高も1,446万4,630円と高収益を上げていまし

た。ここ数年の年間利用者は、平成18年9, 850人、平成19年8, 383人、平成20年には8, 416人、平成21年8月末現在は6, 129人と、徐々にご利用される方が減少してきております。また、建設よりこれちょうど15年がたって、主要点検、それから主要構造物の交換、これケーブルとか減速機、車軸等の交換時期であります。これに約2, 000万円程度の費用が必要だと聞いています。

スライダーにつきましても、今年の4月、ご夫婦で乗車され、減速時にちょっとブレーキのかけ遅れがありまして、肋骨を圧迫骨折をしました。まあ幸い、人命に至るとか、大怪我に至ることなく、幸いになかったんですけれども、ありました。また、カーブで走りすぎて飛び出したり、いろんな事故が起こっています。

ほいでまあ、あの、議員ご指摘のように、お客様の方からですね、スライダーをぜひ残しておいてほしいというご意見も多々、僕も伺っています。ただ、あまりにもこれ、経営改善からいって、今回残す——いろんな手立てを聞きました。例えばですね、電気についても、季節送電できないとか、関電の方とも問い合わせたところ、その観光施設についてはできないということで、無駄に電気を使うというのが非常に長いということで、それと今回また非常に、耐用年数を迎えて、経費がかかるということで、これ、開発公社の理事会あるいは役員会でも決定をしたということを受けて、撤去をさせていただくことになりました。

それで、これを取ることで、従業員、がいになくなるんちゃうかということでもありますけれども、それも聞いたところ、それは、あんまり影響しないということも聞いております。ほいで、この撤去したあとですね、放ったかすわけじゃなくして、新たなお客さんに来ていただくために、遊歩道、それから、あの上にコテージも3個ばかり、できたら予算内で多く建てればいいんですけれども、現在3個ばかり建てる計画をしております。また、それ以上の、これスライダーを取った以上にお客さんを呼ぶような方向で、これから跡地を整理をしていきたいと思っております。

それから、もう1点、次期町長選について、たいへん心強いお言葉をいただきました。本当にありがとうございます。

先の衆議院選挙で、これもう国民の審判といいますか、長らく続いた自民党政権はもうだめだということで、非常な大差ですね、自民党が今回、負けることになりました。私も今までずっと世話になった関係で今回の選挙については、先頭に立ってですね、自民党議員の応援に回らせていただきました。もちろん、町村会、市長会についても、きのうもお話したとおり、自民党の推薦を申し上げておりました。ただ、今回、政権がどの党にかろうともですね、やっぱり私は、地方のために一生懸命、これからも働いていく中で、地方に不利なことがあれば、どの党であっても、正々堂々と、だめなものだめと、申し込んでいきたいと思っています。

まあ、次期の町長選にも皆さん方から、多くの方々から、ぜひ出馬をせよという要請文もたくさんいただいています。これを受けて、また次期町政を担当させていただくならば

ですね、いっぱい、まだまだ合併してやり残ったことというよりか、これからやっとスタート地点に立てたところでもありますので、これからもぜひ当選をさせていただいて、頑張っていきたいと思いますので、皆様のご協力を心からお願いを申し上げたいと思います。ありがとうございます。

○議長（橋爪弘典）

17番、坂上東洋士君。

○17番（坂上東洋士）

国道480号の陥没の問題につきましては、町長の方から現況についてお話をいただきました。

で、僕ら、やはり田舎の人間というのは、たいへんまあ人がええというか、ゆっくりしとるといえるのか。これ、町なかやったら、徹底的にこんなもん、早くしてくれ、早くしてくれと言うと思うんです。しかしながら、私は、町長も言いましたけども、人命が大事なのか、鮎釣りが大事なのかということから見ればですよ、これ、もし二次災害が起こったときに漁協がどういう対応をとるのかということ、一回検討してもらいたいと思うんです。僕はね、補償という意味は、東正さんからも電話がありまして、その話は聞いてございまして、それは、一応のそれはお話としては、話は聞けないことはない。こういうことを言いました。しかしね、あそこの道が潰れたらですよ、うちの前の小さい道しかないんです。観光バスなんていうのは絶対通れません。そういうことになりますと、たいへんな支障を来し、住民に対して影響を及ぼすことはたいへん大きい。そういうことから見れば、漁協のその意味はよくわかるんですけども、やはり協力していただくということの意味の中では、今後やはり検討課題として、漁協の中でもこの問題をひとつの契機として討論をしていただくことをお願いをしたいと思うのは、本日も、きょうは漁協の皆さん方も参っておるわけですから、聞こえる範囲の中で言うたら、僕は聞いてくれると思ってございまして、言うておるわけございまして。

ほいて、今聞いたら、100万ほど言われたそうございしますが、その100万がどこから、それまた基礎がどこにあるのかというのはわかりませんが、まあ、今まで、鮎がないときでも、昔の話ですが、ある時期、業者がそのときに、まあこう河川をやる時には、いくらか持ってこいというような時期もあったことは私、知っています。当時の組合長にも、それはおかしいのと違うかと怒ったこともある。そういうことで、一回検討してくれと言うたこともあります。何かね、言葉は悪いですが、あることを通じて」」」のような性格はやめてもらいたいというのは、僕の率直な。やっぱり、自分たちのまちは、みんな仲良く、そして、そういう工事をすることからお金をしてくるようなことは、私はあまり芳しくないことではないかと思っていますので、十分一回まあ、議員の中にも漁協の役員もございしますが、まあ、そういう点を含めて、一回検討されるように町長からもまたお願いをしていただきたいと思います。

だから、まあ、20日以降において早急にやってくれるというふうに理解をしたらいい

ということだと思いますので、帰りましてから、「いつ、この工事が終わるんよ」ということになれば、20日以降において県が早急にこの問題について対応して、なおかつ年度内に完成をすべく努力をしてくれると、こういうことで報告をさせていただきたいと思っています。

次に……

〔楠部議員、坂上議員に話しかける〕

○17番（坂上東洋士）

なんで。

〔楠部議員、坂上議員に話しかける〕

○17番（坂上東洋士）

誤解されることがあってはいかんさけ、言うておるんやさけ、楠部君、ええんじゃないか。僕は昔ね、もう人の名前を言わんけどよ、そういう事実があったんよ。ほいで、「>>>」という言葉がたいへんぐつが悪いんやったら、また訂正をさせていただきますけどね、そういう時期があったんです。そして、そういうようなことを受け取られん、疑惑を持たれないような運営の方法をしてもらいたいということをこの際お願いをしておくと、こういうことでございますので、ぜひ受け取っていただき、ご理解を賜りたいと思っています。

それから、ふれあいの丘スポーツパークのスライダー撤去につきましては、町長からご説明がありましたとおり、それぞれの中で協議をして結論づけたことでございますので、とやかく申すことではございませんが、しかしまあ、あれを、ひとつの、来たときに前に乗ったと、今度はないんかよと言うたときに、たいへんさみしい思いもするので、そのまあ、2,000万等々も要るということから、また、する限り、まあ人命に、いわゆる危険を及ぼしたらいかんということから、この際撤去する方がましやと、こういうことに結論がなったと思いますので、そういうことで私も理解をさせていただきたいと思っています。

あと、次期町長選でございますが、本当に、こういう事態になればなるほどですね、やはり経験と実績といいますか、やはり、なかなか素人ではできません。政治というのは人脈もありまして、いわゆる人と人とのつながり、こういうことを大事にする中で、やはり、いわゆる補助等々とれるわけでございます。私には、どうしても町民の今後のこういうことであればあるほど中山町長にひとつ頑張ってください、次期町長として頑張ってくださいるように、私自身も頑張りたいと思っていますので、どうかご精進なされますようお願いを申し上げる次第でございます。

これをもって、議長、答弁は結構でございます。

ありがとうございました。

（「暫時休憩——、休憩したら……」と楠部議員、呼ぶ）

（「議長、議事進行」と前議員、呼ぶ）

○議長（橋爪弘典）

中山正隆君。

（「議事進行について」と前々議員、呼ぶ）

○議長（橋爪弘典）

9番、前々利夫君。

○9番（前々利夫）

あの、一部から私語的にも指摘あったようでございますが。

これ、漁権というものについては、ご案内のとおりですね、海面水業においても、淡水業においても、私もかつて有田川の漁業組合長をやらせていただいたんですが、絶対的な、許可を受けた以上は、権限があることは当然でございます。だから、それを語る行為についてはですね、たとえ公共事業であろうと、それなりの対応ということは、これは組合に許された権限でございます。すべてがそういう方向で、あれされておると思うんです。

で、これ自体については、何ら、坂上議員も異議を申しておるんじゃないと思うんです。

ただ、発言の中にですね、「>>>」という言葉、本人も否定されておるようでございますが、この際、議事録の中から、本人の許可を得て、訂正していただいて、何をやらんと、たいへんな。私自体も、あまり言葉が上手じゃないし、思い切ったことをたびたび発言する男でございますが、これは不穏当な言葉だということをはっきり指摘して、本人の意思を確認する上で、議長の方で削除をお願いしていただきたい。やっていただきたい。これを要請いたします。

以上でございます。

議事進行についてのお取り計らいをお願いします。

○議長（橋爪弘典）

17番、坂上東洋士君。

○17番（坂上東洋士）

議長にお任せをいたします。

○議長（橋爪弘典）

削除願えますか。

○17番（坂上東洋士）

はい。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆。

○町長（中山正隆）

国道480号の件ですけれども、先ほども申し上げたとおり、鮎の時期が過ぎ次第、本工事を着工したいという県の意向であります。

漁協さんの方もですね、やっぱり有田川を美しく守るということについては何らご異議がないと思います。これからもまた、漁協さんといろいろな話し合いの機会も持たせて

いただきたいなと思います。

というのは、今、有田川、本当に汚れてきています。雑木もいっぱいあります。これ、水害のためにも、非常に危険なことになっておりますので。やっぱり、漁協さんも、やっぱり有田川を愛する気持ちは全然かわらないと思います。やっぱり、その中で、いかにお客さんに来てもらえるかという方法をとってくれているんやと思います。ただ、今回の場合、漁期が合ったという関係でそうなったんだと信じております。また今度、有田川、同じ思いで持つ者として、漁協の方々ともお話し合いの機会を持たせていただけたらいいなと思います。

それから、スライダーについては、そういった意味でご了解をいただいてありがとうございます。ただ、あそこのスポーツパークを含めてですね、清水の観光施設を今一度洗いなおして、整備をして、さらに新しいお客さんがたくさん来てくれるように努力をしていきたいと思います。

町長選について、本当にご支援ありがとうございます。私も一生懸命、当選できるように今後、精進して頑張っていきたいと思います。

○議長（橋爪弘典）

以上で、坂上東洋士君の一般質問を終わります。

…………… 通告順10番 3番（堀江眞智子） ……………

○議長（橋爪弘典）

続いて、3番、堀江眞智子君の一般質問を許可します。

3番、堀江眞智子君。

○3番（堀江眞智子）

議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

通告どおり、和歌山県の子供読書活動推進計画を受けての有田川町の取り組みと、町内4カ所の図書館、図書室、図書スペースのあり方について、町の考えをお聞きしたいと思います。

和歌山県では、今年3月に和歌山県子供読書活動推進計画を改定し、より一層県内の読書活動推進が図られるよう期待されています。読書は、知識、情報を個人にもたらします。また、私たちの心を豊かにし、想像力や新鮮な感動を呼び起こします。そして、郷土を愛し先人の知識や知恵を継承し、新しい文化を創り出す上で大きな役割を果たしています。特に、子供にとって読書は、感性を磨き表現力を高め、想像力を豊かなものにし、生きる力を身につけていく上で欠かすことのできないものと考えます。しかし、今日の子供を取り巻く環境は、パソコン、携帯電話の普及など、多様で大量の情報が瞬時に入手でき、利便性は向上されました。けれど、子供の文字や活字離れが懸念をされています。

県の計画の改定に当たり、成果と課題を見ると、図書館の設置、貸出冊数の増加やボランティア等の協力もあり、全体として、読み聞かせやブックトークを行う学校が増加し、

一定の成果が見られています。しかし、小学校から中学校へと進むに従い、読書をしない子供の割合が増加をしており、平成20年度全国学力学習状況調査の結果では、——これは有田川町に当てはまるかどうかはまた別ですけれども、和歌山県では、国語A知識理解、国語B知識活用力ともに、対象の小学校6年生、中学校3年生の正答率は、全国平均より低い結果となっています。これにはいろいろな要因があり、読書時間との相関関係では結論は出せないと考えますが、幼児や小学生のころより本に触れ親しみ、読書する習慣を身につけることがたいへん重要ではないかと思えます。

有田川町においても、小学校において、また学童保育等において、ボランティアの皆さんの協力を得て、読み聞かせ等の活動が実施をされています。けれども、何よりも、図書館、図書室、学校、地域、家庭での連携した取り組みが重要だと私は考えています。子供が読書に親しむ機会の提供と環境の整備、充実について、この有田川町ではどんな対策を考えているのか、現状と対応はどのようになっているのかお聞かせください。

また、幼児や子供の読書活動推進のためには、読み聞かせ、紙芝居など、子供が読書に親しむさまざまな機会を提供し、地域に根ざした多彩な活用が必要だと考えています。このために、読み聞かせ等のボランティアや地域住民が、それぞれの状況に応じて十分に活躍できるように支援していくことが何よりも重要であると思っております。これらの図書館、図書室、図書スペース、学校地域で活動するボランティア団体、サークルの活動について、どのように評価し、このあとその活動を支援していくのかお聞かせください。

また、町内4カ所の図書館、図書室、図書スペースについて、今後どのように運営する見通しであるのか。私は、これまでも、子供でも高齢者の方でも、自分の足で通える場所に図書室があることが望ましいとの声があることを町長や教育長にお伝えしてきました。そのことを踏まえて、ご答弁をいただきたいと思えます。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

堀江議員のご質問にお答えをしたいと思います。

まず、第1点目、子供が読書に親しむ機会の提供と環境の整備充実について、どんな対応を考えているのか、現状と対応はどのようになっているのかというご質問であります。

子供に読書の機会を与えるということは、情操教育からいっても、人格の形成にとって非常に大事なことだと考えてます。それで、本町ではさまざまな角度から取り組んでいるところであります。

具体的な施策といたしまして、乳幼児向けには、ブックスタートによる絵本の活動、また、小学生には、ボランティアグループの協力を得て行っている読み聞かせ事業等があります。また、移動図書館、これ2トン車でありますけれども、定期的に小学校を回り、子供の読書活動に興味を持っていただけるような指導も行っています。

なお、イベントとしましては、「絵本でわっしょい」という事業を毎年開催をしております。有名な絵本作家の先生にご来町いただきまして、2日間にわたり、延べ約1000人程度の子供達を集めて、本に親しむための事業を展開をしております。

金屋図書館、または清水・きび会館図書室においては、ディスプレイにも工夫して、子供が本に興味を持つようにしたり、本選びの助言なども行っております。今年度は、金屋図書館を改装し、子供と保護者がゆっくりと本に親しめるようなスペースづくりと書架の配置、そして子供向け図書の充実を図る予定になっております。

2点目、各図書室を拠点として活動している読み聞かせのサークルボランティア活動について、どのように評価し援助するのか考えているのかというご質問であります。

金屋図書館をベースに活動していただいている読み聞かせグループは、「つくしんぼ」、そして、きび会館図書室をベースに活動している、「たまたまばこ」というグループがあります。両グループとも、ボランティアによる読み聞かせ活動やイベント運営など、幅広く活動していただいております。図書事業にとっては、なくてはならない団体であると思っております。これらのグループには、これから活動の支援や場所の提供、資材の提供等々を行い、できるだけ活動しやすい環境づくりをつくっていききたいと思っております。今後、これらのグループの方々を含め、子供の読書活動などに参画していただける団体さんに研修の機会を提供したりグループの育成充実を図ってまいりたいと思っております。

それから、3つ目、4カ所の図書館、図書室、図書スペースについて、今後どのような運営計画の見通しか、というご質問でございますすけれども。

今年度の事業として、まず図書の整理を行いたいと考えています。今度は、経済対策の資金を活用させていただきまして、図書充実を行います。

本町の図書館及び室には、古くて利用されない図書もずいぶんたくさん出てきております。それを今回、きれいにといいか、いっぺ整理をしたいと考えています。そのことによって、閲覧のスペースを若干、確保できると考えてまして、明るい雰囲気の中で本に親しんでいただけるようなことが可能になると思っています。

また、本町の蔵書を有田川Libraryとして一括管理することにより、各図書館、室に図書を共有することが可能になります。それぞれのスペースと用途に合った本を配布することができて、利用者の方々の利便が図られるようになります。

清水図書室は、従来どおり単独館として利用できる相当数の種類の書籍を配架いたします。

金屋図書館は、従来どおり大人用の図書も置きますけれども、特に、児童・幼児書に重点をおいて、保護者と子供と一緒に本に親しめるコーナーの充実と、子供の調べ、学習が容易にできる配本を行っていききたいと考えてます。

きび会館図書室は、ほかにないDVD等の視聴覚資料を160本余り重点に配備して、また、需要の多い小説類も多く揃えるような工夫をしてみたいと思っております。

地域交流センターALECには、本が少ないとの苦情があるため、4万冊の蔵書を3月末まで完成する予定であります。結構、ALECにも図書を置いてるんですけども、あ

りがたいことで貸し出しが非常に多いということで、常にもう、置いてる本の半分ぐらいしか、あそこにはないという今、現象が起こってますんで、ここも、もう少し増冊をやって、充実を考えて行きたいと思います。

○議長（橋爪弘典）

教育長、楠木茂君。

○教育長（楠木茂）

堀江議員にお答えを申し上げます。

まず、1点目、子供が読書に親しむ機会の提供と環境の整備、充実についてでございます。

町長からもありましたが、近年、本当にIT革命などによって、子供の本離れが指摘されているところでございます。しかし、ビジュアルな世界だけでは子供の想像力は低下をたどることが、これは明確であります。活字媒体により脳を活性化させ想像力を育成し、豊かな心を持った人間形成を行うために書籍はなくてはならないものだと考えております。

本町においても、和歌山県子供読書活動推進計画にのっとり、子供が読書に親しむ機会の提供と環境の整備を行っているところでございます。

具体的には、町長からありましたが、有田南ロータリー平田さんのご協力により、ブックスタートの制度を取り入れ、赤ちゃんと保護者が絵本を介してゆっくり心を触れあう、ひとときを持つきっかけづくりを行っております。また、ボランティアによる読み聞かせを初め、各図書館、室でも、お話会の開催や絵本作家を招いてのイベントなどによって、本に興味を持つ児童生徒が増加しつつあります。

また、学校図書の実充実といたしまして、町内各小中学校に、今年度5,000万円で3万冊を購入いたしまして、読書活動の推進を行っております。これによりまして、町内学校図書達成率は、全ての学校において100%を超えることになり、他町では類を見ない充足率となる予定でございます。

2つ目の、各図書室を拠点とした活動している読み聞かせのグループについてでございます。

有田川町には、主立った読み聞かせのサークルが2つございます。それぞれ活発な活動を展開されております。金屋図書館では、つくしんぼ、吉備図書室では、たまたばこと、2つのグループが小学校や保育所などに招かれて、読み聞かせに行くことや、年に4回も定期読み聞かせの会も開催しております。私ども教育委員会では、これらの活動を積極的に支援させていただいているところでございます。子供の読書活動には、なくてはならないボランティア団体であるという認識で、今後とも、このグループには育成のための支援をおこなってまいります。具体的には、活動の場の提供、そして技術支援、研修への参加を積極的に支援をしていきたいと、そういうふうに思っております。グループとしての活動基盤を強固なものにしていくお手伝いを行いつつ、自律型の社会教育団体として活動の幅を広げつつ、グループ自らも研鑽し、高い技術と崇高な精神をもっていただくための支援を今後とも続けていきたいとそう思っております。

3つ目に、町内4カ所の図書館、図書室、図書スペースについて、今後どのような運営計画をしているのかということでございます。

金屋図書館、きび会館図書室、地域交流センターALEC、そして清水図書室の4カ所それぞれが特徴を持った親しまれる図書施設となるように、現在、改革に着手をしております。

従来、4施設は、それぞれ図書の籍というのがあり——戸籍の「籍」なんですけど、その本の属する図書施設が決まっておりました。例えば、金屋図書館での本は金屋に本籍があり、そこに置いておくというようなシステムでございました。現在進めているのは、本籍を決めずに、すべての本を有田川Libraryとすることによって、新刊であるとか、人気の本や活用率の高い本などを4館で融通できるシステムに移行しようと作業を行っておるところでございます。そのため、現在利用されなくなった古い本などは整理し、順次入れ替えを行ってまいります。

また、清水図書室は、地域的にほかの3館と離れているため、ここでは十分図書機能を充実させることを基本に図書整理を行い、配本をしていきたいとこういうふうに思っております。

金屋図書館は、現在の利用率や利用状況を勘案し、児童幼児書に力を入れ配本していくと同時に、子供達がリラックして本に親しんでもらうように改装を行い、明るく広々とした図書館に生まれかわる予定でございます。

きび会館図書室には、古い本が多く整理の必要があるため、入れ替え作業を行い、特に人気の高い小説類を重点に置き、また、他館では置いていないDVDなどの視聴覚資料を充実することにより、利用促進を図ってまいりたいとそう思っております。

ALECは、一般図書を中心に配架し、本のあるカフェとして地域交流に寄与できる、開かれた図書施設といたします。なお、ALECには月平均1万人以上の方が来館され、1ヵ月当たりの貸し出し冊数は2万冊を超えております。同様の施設に比べて群を抜く貸出冊数となっており、町民の皆様が親しまれておるところでございます。有田川町内の図書館には、それぞれ個性を持たせることにより、それぞれの図書館には重複した本を置く必要がなくなることから、経費の削減に通じ、また1館に偏ることなく、町全体の図書館運営の効率化を図れるものと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪弘典）

3番、堀江眞智子君。

○3番（堀江眞智子）

再質問をさせていただきます。

子供が読書に親しむ機会の提供、環境の整備、充実についての対応については、思っているような答弁をいただけたと思いますが。各図書館を拠点としているボランティアグループについても、大きな評価をいただいているという答弁を、私はいただけたと思ってお

ります。金屋を拠点としている、つくしんぼの皆さんは、町の行事などにも司会で参加をされていることも、私は存じております。

ただ、きび会館を拠点として頑張っておられる、たまてばこ、これは、ほんとに自立したボランティアとして、町の補助も受けず、年間、20年度で延べ123回の活動をされているとお聞きをしています。その中には、保育所、学童保育や小学校への読み聞かせ、それから移動図書館の協力、各地域の交流会など、そういうところであります。この方についても多大なる評価を受けていると思うんですけれども。

町内4カ所の図書館、図書室、図書スペースについて、今後どのような運営計画の見通しかということにつきましては、今、答弁をいただきましたけれども、ALEC、新しくできたALECについては、月に1万人という入場者ということで、教育委員会も狙っていた以上の予想の入場者があったと私も嬉しく思っております。

ところが、聞いておりますと、図書館、清水は別といたしましても、この町内の3つの図書館なんですけれども、先ほど、経費節減のために重複した本を置かないというお話をお聞きしましたけれども、私は、以前から町長や教育長にも申していますように、地域にある図書館に、子供や高齢者の方が自分の足で歩いていける所に図書館があって好きな本を借りられるというのは理想だと思うんです。それがやっぱり、そのときにその場所にある本、まあ、この本を借りたいと思って行く人もあるでしょうけれども、子供達にとっては、行ってそこで本を借りるというのは、自分の足で行って借りるというのは、私は一番大切なことではないのかなと思っております。

それで、きび会館については、DVDの貸し出しが多く、重点的に配置をしていってくれるというお話でありますけれども、私が、これは私1人の意見ではなくって、近所のおばあちゃんなども「やっぱり自分で歩いて本を借りに行きたいよ」というふうに言っておられました。

それから、ALECにつきましても、今、若いお母さん方が、この夏は子供の水遊びなどでたくさん遊びに行かれて、うちの妹の子供もちょうど小さいんですけれども、吉備まで来てそういう施設に行ったということをお聞きまして、嬉しく思ったわけなんですけれども。

その若いお母さん方の中で、ALECには遊びに行けるんですけれども、そして自分達の見たい興味のある本もたくさんありますけれども、子供達が見る幼児の本というのがなかなか見つからないということをお聞きしました。私は以前に一般質問をさせてもらったときに、きび会館をまんが本にするのは反対だという意見を皆さんからもお聞きしましたし、私もそのように思いましたが、それは、先ほど言った理由があったからで、ALECに子供の本を置くことについては皆さんも反対ではないと思うんです。やはり、藤並はALECだけでなく、新県道、新しい道もつきまして、住民も増えています。若い世帯が増えていることから、学校から南についても図書スペースや図書室があってもいいと思っっているくらいです。そういうことから言いまして、この町内、清水を除いての3館について、私は本の特化をすることはいかなものかなというふうに思っております。ぜひ、子供たち

の足で借りに行ける、そういう図書館になっていくことを願っております。

そして、このボランティアサークルの方々には、援助をこれからされていくというふうにいただいたんですけれども。この和歌山県の子供読書活動推進計画の策定に当たって、ボランティアが活動しやすいような、そういう資材、先ほど教育長も答弁をいただいたと思いますけれども、資材も提供していく、充実していくということの中で、多分、ボランティアの方たちは大きな紙芝居をご自分で作ったり、そういう活動もこれまでしてこられていました。今、県の中にもありますが、大きな絵本というのがあります。読み聞かせをするときには、それがすごく、小さな本でなくて役立つということをお聞きしていますので、そういうこともサークルの皆さんの意見を聞いて、図書の充実にあたっていただきたいなと思っております。

また、最後になりますが、有田川町は、この和歌山県の中で、この策定計画がないというふうに、3月末の回答の中にありませんが、その理由として、合併後、図書施設の未調整というふうにありましたが、今後、私は、4年目後半となってきておりますので、やはり計画を立てて、今後、この図書館利用率が少なくなってきたからといって閉鎖に追い込むことがないように、そのことを盛り込むことも大切だと思っておりますので、県の計画にのっとなって、国では50%目指しているというふうになっております。策定することが大切ではないかなと思えますし、そのことについても答弁をいただきたいと思えます。

○議長（橋爪弘典）

教育長、楠木茂君。

○教育長（楠木茂）

堀江議員にお答えを申し上げます。

まず、近くにすぐ本を借りられるような、近くの身近な図書館ということですが、今、私、説明いたしました融通し合うという、すべてを融通し合うことではありません。ある程度のもの、固定したものをそこへ置いて、ある程度の人気のあるものをこういうふうに戻していくという、それが有田川Libraryの組織だと私は思っております。

そして、ALECへ幼児の本をという。私も、だいぶ、町長も要望されたと聞いており、私も何回か要望されました。しかし、幼児書というのは、金屋図書館へ行ってくださいよと、私言うんですけれども、全部が全部そこへ置いてしまいますと、そこばかり集まってしまって、やっぱり、きび会館、金屋図書館、清水図書館、こういうふうな特徴を持たずというのは、僕は、それが一番いい、ベターだと、そういうふうと考えておるところでございます。

そして、ボランティアの関係ですが、このボランティアの私どもの目標は、2つのグループではなくて、もっとボランティアを増やしていきたいなということと、そして、一番大事なのは、私は研修だと思うんです。いろんな場所で研修をしていただくということも非常に大事なことで思っております。まあ、いずれにいたしましても、このボランティア活動を非常に大事にしていきたいなと、そういうふうにしていただきたいと思います。

策定計画につきましては、私の今度の検討とさせていただきたいなど、そういうふうに思っております。

○議長（橋爪弘典）

3番、堀江眞智子君。

○3番（堀江眞智子）

ご答弁いただきありがとうございます。

策定の検討については、一歩進んだ答弁をいただけたかと思いますが、ぜひ早急に計画を立てていただきたいと思います。この県の中にも、各市町村において国の基本計画及び本計画を基本として地域の実情を踏まえ、独自の計画が策定され、より一層県内の読書活動の推進が図られるよう期待されるというふうにあります。この有田川町、教育にはすごく力を入れてくださっておりますので、そのところは私も評価をしているところであります。ぜひ、そのようにしていただきたいと思います。

そして、先ほど答弁にいただきました研修でありますけれども、具体的にはどのような研修を想定されているのですか。そのところについて、もう1つお聞きしてよろしいでしょうか。

○議長（橋爪弘典）

社会教育課長、三角治君。

○社会教育課長（三角 治）

堀江議員のご質問にお答えいたします。

具体的には、まず、県の図書館でやっておるところの研修というのが、まず一番大きいかと思います。そこにつきましては、いろんな方の、いろんな地域の読み聞かせグループさんが集われましてですね、技術的なご指導、また交流などなど行っております。その技術的なものだけではなく、交流を深めるというふうなことから、さまざまなヒントも出てくるんじゃないかなというふうに思っております。

また、各図書館の視察であるとか、今後さまざまな、そういうふうなところで技術だけではなくて、交流も深め、また活動をどういうふうに展開したらいいのかというようなヒント等々を含める中の視察研修というふうなご支援をさせていただこうと思っております。

また、うちの職員も1人、専用ですね、ご支援をさせていただくような職員も配置しておりますので、さまざまな資材の提供、また小さなこと言えば、コピーであるとかそういうふうなことまでさせていただいております。

また、先ほどご指摘の絵本なんですけども、大判の絵本、確かに人気がございます、金屋図書館の方にもかなり置いております。また、今後の配本計画の中で入れる予定でございますので、またご活用いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（橋爪弘典）

以上で、堀江眞智子君の一般質問を終わります。

しばらく休憩をいたします。

午前10時50分、再開をいたします。

~~~~~

休憩 10時37分

再開 10時50分

~~~~~

…………… 通告順11番 18番（楠部重計） ……………

○議長（橋爪弘典）

再開いたします。

一般質問を続行いたします。

18番、楠部重計君の一般質問を許可します。

18番、楠部重計君。

○18番（楠部重計）

18番の楠部でございます。

一般質問を行いたいと思います。

私は今回、3点にわたって、町長、そのほか担当当局にご質問をするわけでございますけれども、まず、第1点目でございます。

新型インフルエンザの感染対策、ワクチン予防接種対応についてでございます。

昨日の一般質問の中で、同僚議員からも質問がございましたが、さらに具体的に、私なりに一般質問を行いたいと思います。

この9月に入って、特に新型インフルエンザが全国に、とまることを知らずに流行をしております。健康な人のほとんどは軽症で済むようでございますが、だが、持病を持ちます高齢者だけではなく、比較的若い方々にも重症例が報道されていたりしております。決して油断はできないわけでございます。

国民の5人に1人が感染し、1日に4万人もの人が入院するような大流行が、この日本にも10月中にもやってくるのではないかと危惧される等々、新聞等にも掲載をされております。国の対策につきましては、もちろん空白は許されないわけですが、当然、町としても準備対策等々に必要にあるところは必要なことをやっていかなければいけないのではないかと思います。

特に、全国小中校では、集団感染で、学級・学年閉鎖が出ていることをめぐって、和歌山県の対策本部では、1学年の半数程度のクラスが学級閉鎖になった場合には学年閉鎖、それからまた、1校で3学年のうち2学年以上が学年閉鎖になった場合学校閉鎖と、いずれも5日から1週間程度となっているわけでございます。こういった県の基準に対して、町教委では、県とどのような対策、対応をされているのか。県の基準では、1割以上でこの対策協議するという、各市町村と対策をとるようになっておりますけれども。町でも昨日、

1割以上のことから学級閉鎖等々の対応をするということでもございましたけれども、もう少し、どのぐらいの期間、あるいは人数等々、ご答弁お願いを申し上げたいと思います。

特に、集団感染になりますと、このインフルエンザにつきましては、世界的にメキシコから始まったものでございまして、8月30日では、世界で死亡者が2,837人。それがもう9月の6日、368人増えて、3,205人となっております。国内でも10人以上が死亡しているようでございます。特に、沖縄での57歳の男性が、入院わずか3日後に突然に亡くなったというような事例もございます。当然、町としても、このインフルエンザにつきましては、対策を講じてほしいと思いますので、そのへんをお伺いするものでございます。お隣の有田市でも、新型インフルエンザ対策で救急隊員に感染の防護服などを配布する費用に、今回の一般会計で補正による1,000万を計上されておりますけれども、287万円の予算を組んでございます。

また、当町におかれましても、今回の補正予算、現在提案されておりますけれども、補正5億9,869万8,000円のうち常備消防費の中にインフルエンザの需用費の医療材料費として119万1,000円。これはまあ手袋とか、マスクとかでございましてけれども、町の、公的な、やっぱり給食センターとか役場の中もそうですけれども、そういったところにマスクなり、今、その予防の、手洗いの洗剤等も置かれておりますけれども、そういった役場等内でも集団感染が起こらないとも限りません。準備はできているのかどうか、今回の予算の中にも計上されておられません、常備消防費だけ置かれておりますけれども、その点も含めてお願いをいたしたいと思います。

特にまあ今、国の方では、新型のインフルエンザの影響で、小中高校、9月1日で35校であったのが、11日では36校、学年・学級閉鎖が9月1日で402校あったのが、一気に9月11日に1,327校にも増えております。

こういったことに対して、国も輸入ワクチンが、国内産のワクチンが足りないので、ワクチン接種の優先順位、最優先、医療従事者、妊婦、持病がある人、1歳からいわゆる就学者の子供、乳幼児なんですけれども、1歳未満の子供の両親、あるいは優先的に小中高校生、それから高齢者、トータル5,400万人、1,900万人の10月下旬からの接種、あるいは、これはまあ国内ワクチンということですが、3,500万人の小中高校生、高齢者に対するワクチン接種が12月以降ということで、一応、輸入ワクチンがやっと今、外国から入れるというようなことで間に合いそうでございますけれども。これはまあ、国が当然そういった準備、対策を行っております。町としてもそれらに備えるべく、県との対応に準じて、町も当然やっていかななくてはならないかと思っております。いかがでしょうか。どのように具体的に取られる準備があるのかないのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

それから、2点目の営農栓についてでございます。

営農栓は農業用水として薬散や灌水等、農家にとってなくてはならなく使用されております。プリペイドカード方式のメーカーが、最近なくなるのではないかと危惧されてお

ますけれども、町の考えをお聞かせいただきたいと思います。

現在、営農栓の設置場所は、旧吉備町では2カ所あります。ゴルフの打ちっぱなしセンターの横に1カ所。それから、上徳田の愛宕の下に1カ所。農業用給水所ということで2カ所設置されております。また、旧金屋町に15カ所設置されております。今年も夏の干ばつ等々、灌水や薬剤散布に等、農家にとっては非常にまあ、ありがたい営農栓となってきております。

この使用につきましては、プリペイドカード方式で役場で使用するカードを買って、挿入すれば、本当に便利に早く水を給水することができて、たいへん利用価値が高いわけでございます。ところが、このプリペイドカード方式の営農栓、メーカーが故障などによると新たに付け替える道具等々、機械等の製造ももう既にやめてるんやというような、ちょっとお話を聞いております。旧金屋の場合は15カ所ございますけれども。全部壊れてしまうということはないと思いますけれども、それに対するプリペイドカードもつくっていかなくてはなりませんけれども、まだまだこの営農栓が干ばつ、温暖化情勢によりまして、灌水等々に利用しておりますので。まあ、吉原地区に3カ所ありますけれども、もっと増やしてほしいというみかん農家の声を聞く中、今後の維持管理について、機械の業者が、メーカーがなくなるというようなことになったら大変ですけれども。そのことにつきまして町の対応をどのように考えておられるのかお聞かせいただきたいと思います。

この旧吉備の2カ所と、もちろん金屋の15カ所とは、金額は同じだと思いますけれども、カードが別々なんでございます。愛宕さんにある場所に給水に行こうとすれば、吉備の本庁でカードを買わなければならないと思いますけれども、今後は、同じ有田川町内でございますので、金屋で切れた場合吉備で汲む、吉備でカードを買って吉備で汲んでくるということができないのかどうかということをお聞きをしておきたいと思いますが、いかがですか。お伺いをするものでございます。

それから、第3点目でございますけれども、第三保育所の移転改築についてでございます。

私は、これまで何回か、第三保育所建設について質問をしてきましたけれども、昨年12月、第4回の定例会では、第三保育所建設用地として妙見池を埋め立て完了、平成21年度建築、22年度4月開設の見通し計画ということで、町長は設計入札、規模等についても答弁していただいております。既に紀州材の発注なりも取り入れて、予定どおり進めていただいておりますと思うんですけれども。まあ、建築予算も議会の方も通過しております。さらに、学童保育等の併設も同時に建設、力強くこの質問に対して答弁してくれたわけなんですけれども。今回まだ設計ができておらず、あるいは予算計上している中でも全然、建設地も入札等々行われていないようでございます。国の経済対策等で県の補助金が交付される見通しで、遅れていると聞いていますけれども、期間内に完成をできますか。22年4月開設に間に合わせてもらわないかんとしたいと思いますけれども、県の方からの補助がついたさけ遅れたのか、そこらへんのご答弁を、お願いを申し上げたいと思います。

4月開所するとなれば、既にもう間もなく公募状況、申し込みも町の方で進めていくんじゃないかなと思いますけれども、もう、今回入札の建築計画も予算には含まれており、予算でない、あの、入札したことも含まれておりません。3月いっぱいの完成ということになると、コンクリ等のこともあろうと思いますので、一番寒いときに、凍りつくようなときに建設することになると、せつかくのいい建物が多少かわってくるようなことになっていかんと思いますので。何回も質問して悪いんですけども、どうか、まあ、今年度中の完成、22年度4月には開園できますよう、さらに町長の答弁を求めて、1回目の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

楠部議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

まず、新型インフルエンザの対策についてでありますけれども、特に小中学校での集団感染が起こった場合の対応についてということで。全国的にまた新型インフルエンザがですね、発生のきざしを見せていることについては、非常に懸念をしているところであります。

小中学校で集団感染が発生した対応策につきましては、県の教育委員会が、9月の3日に学校でインフルエンザに感染した場合の対応についての基準が作成されました。詳しいことについては、後ほど教育長の方から答弁をさせていただきたいと思います。

また、ワクチンの予防接種の町の対応ということでありますけれども、厚生労働省は、9月の4日に新型インフルエンザのワクチンについて、接種対象者の優先順位を構築をされました。これも国民全員にすべてわたるほどあったらいいんですけども、国内産はとてそんなにないということで、接種の優先順位を公表しました。国産ワクチンを接種する準備については、医療従事者及び妊婦、また持病のある人、次いで1歳から小学校入学前の子供、1歳未満の両親として、合計1,900万人の最優先の接種者として、接種は10月下旬ごろから始まるとのことです。さらに、小中高校生や65歳以上の高齢者もワクチンを接種することが望ましいとして、インフルワクチンを接種するとしていまして、このワクチンについては、12月以降になる見通しだと聞いています。

なお、輸入ワクチンについては、国内での臨床実験とか安全をこれから確認してからであるということで、特例的に承認することですけれども、万が一安全性に問題があった場合は、使用を中止することもありうるということです。

ワクチンは2回の接種が必要で、1回目の接種から免疫がつくまでには1ヵ月ぐらい必要だと聞いています。

また、自己負担については、6,000円から8,000円ぐらい必要となるようであります。

今回の接種は、予防接種法に基づかない任意接種の扱いで、国は接種の干渉はしないということですが、生活保護世帯などの低所得者の負担軽減策については、自治体が助成するよう国が補助金を出すとのことであります。

町としましては、厚生労働省及び県の指導に基づいて今後対応していきたいと考えています。

続きまして、営農栓についてであります。

現在、営農栓は金屋地区に15基、吉備地区に2基設置をしております。たいへんこれ農家の方に喜んでいただいているところでありますけれども、開設後、カードシステム開発業者に保守点検業務を毎年委託して、今日まで全基正常に稼働しております。

平成12年3月、メーカーが水道事業から撤退を表明した以降も、継続して保守点検業務を依頼しておりましたけれども、水道メーターの検定有効期限の満期を平成22年に迎えることから、平成23年度以降は、会社は委託業務から撤退の意向であり、部品、基盤の製造は概ね既に行っていないとの報告を受けています。これは、農家にとってはなくてはならない施設でありますので、今日に至るまでにもメーカーが撤退の意向を表明してきましたが、当方としましては、メーカーの責任というかたちで継続して対応していただくよう、強く要望してまいりました。しかしながら、会社としての決定事項であるとのことで、町としては、他社で同様のシステムを有するメーカーを探しましたが見つかりませんでした。現在、メーカーの手持ちの在庫部品を購入しストックすることで当面对処していきたいと考えています。

また、これはもう、すぐ、もじけたんで、きょうから終わりというわけにいきませんので、そのへんをこのストックでどこまでつなげるのか、そのへんを見守りながら今後やっていきたいと思っています。

それから、次に、第三保育所の移転の改築についてでありますけれども。

当初の予定よりも少し遅れています。と申しますのは、これ建設するに当たって、6月ごろに県の担当課から地元産の木材を使用して建築する施設については、国庫補助金があるということを急に知らせていただきまして。とにかく、県の感触もよく、また国からの内示まだ今のところ来ていませんけれども、この9月の定例会に補正予算を県の方で提案をしていると聞いています。県議会の議決のあとでないと、その補助金は適用ならないということで、今日まで延びてまいりました。

ただ、これも来年の4月1日開所というのが決まっていますし、この補助金がなかったとしても、当初はもうなつもりで計画していますので、県議会が終わり次第、着工したいと思います。

入札の時期については、これ閲覧の時期もありますので、10月の末ごろになるんじゃないかと考えています。そうなりますと、着工は11月ということで、工期は5ヵ月しかないわけでありまして、現場の人数を増やしていただければですね、5ヵ月で完成をできると聞いております。

また、入所の公募の時期でありますけれども、10月の広報に入所申し込みの案内をして、10月19日から各保育所や各庁舎においての申込書の配布を行いたいと考えております。受付につきましては、11月3日から11月6日までの間に各保育所と各庁舎において行います。なお、来年度からは0歳児からの入所の受付を行いまして、開所時間についても現在、8時から5時までとなっておりますけれども、午前7時から午後7時までと変更することに決定をしております。

この補助金については、そういった意味で、県の方から、一応、内示やないんですけども、ご連絡いただいたんですけども、ご承知のとおり、これまた政権が変わった中でですね、一応、来年度の予算については、これ多分もう概算要求の中に入っていたんだと思いますけれども、概算要求も白紙だということで、ここも不透明であるんで、もしこの補助金が下りなかったらですね、これ町の単独事業としてやらざるを得ないなと考えています。

○議長（橋爪弘典）

教育長、楠木茂君。

○教育長（楠木 茂）

楠部議員にお答えを申し上げます。

先日、佐々木議員さんからお答えを申し上げましたが、一部重複することもございますが、まず対策といたしまして、児童、生徒、保護者、教職員に向けての安全対策の通知を徹底していきたい。それをやっております。そして、教職員へのマスクの配布、これもやってきております。手洗い、うがいの励行、そしてまた、町独自でスプレー式の容器と消毒液の配布、こういう対策を実行してきております。

それと、対応でございます。

まず、感染と認められた場合は、児童、生徒、これは出席停止となります。そして教職員の場合は、これは病気休暇ということの扱いになってございます。期間は、5日から7日、これは個人差がございますが、5日間から7日間程度ということでございます。そして、校内の感染状況によりますが、患者が4人から5人程度感染した場合は、原則として学級閉鎖。これも期間は5日から7日間程度。ただし、学級が小規模である場合は、在籍者の10%程度を想定しております。また、当該学年の半数程度の学級が閉鎖される状況をめどとして、これは学年閉鎖ということになります。これも5日から7日間程度ということになります。そして、学校の臨時休校です。につきましては、校内の感染状況によりますが、全学年の半数が閉鎖され、さらに感染が拡大するであろう状況を想定して、5日から7日間程度ということになります。この対応につきましては、県からの通知でございますが、いずれも学校医、所管の保健所、県の教育委員会と協議をして決定してまいりたい、そういうように考えております。

以上です。

○議長（橋爪弘典）

産業課長、中島詳裕君。

○産業課長（中島詳裕）

楠部議員さんのご質問にお答えいたします。

ご質問の中で、プリペイドカードの統一化というお話であったと思うのですが、この件に関しましては、可能であるというふうに伺っております。ちょうど既存のカードも、もう少なくなってきたので、そのときには一度検討していきたいと思っています。

（「吉備と金屋と違お、カード」と楠部議員、呼ぶ）

○産業課長（中島詳裕）

現在、吉備地域の営農栓と金屋地域の営農栓のカードは違います。それを統一カードにできるというふうにお聞きをしておりますので、次の更新時には、そういうふうに対応できないかと、今後、メーカーと協議していきたいと思えます。

○議長（橋爪弘典）

18番、楠部重計君。

○18番（楠部重計）

18番、楠部でございます。

再質問を行いたいと思えます。

新型インフルエンザ感染につきましては、町長からたいへん詳しくご説明を、町の対策についてご説明をいただきました。今回、まだ予算通っておりませんが、消防の件につきましては、そういったことに対応されておられる状況で、たいへん心強いわけでございますけれども。役場の中でも感染した場合に、――役場の中とか、給食センターの職員とか、そういう場合も、9月の末から、あるいは10月、ほんまのあれは10月から極端に増えるんじゃないかというようなことが、たいへん危惧されるところでございます。

既にもう、町長もきのう、検査してきたということらしいけど、検査のキット、いわゆるキットというのかな、検査キットって、鼻からこれ取って、それを調べるキットまで足りないというような状況がもう現れてきております。たいへんまあ、そういったことで、もう今年のあれでもマスクが足りなくて困ったような状況でございます。

町の役場でもそういったことは、やっぱり町としてもしかるべく対応、まあ、常備消防ではマスク、手袋、今回予算計上されてはおりますけれども。やっぱり町としてもある程度、マスクなり、常備の方で備えて準備をする必要があるんじゃないかと。町長がもし入院になったら、もうこの議会もたちまち、すぐマスクをやってやらないかんというようなことも必要ではなからうかと思えますので。やっぱり、国、あるいは県、この対応が遅れてはならないということで、国も国内産の、輸入ワクチンだけでも。町長も答弁されました1,900万人の10月下旬以降、国内ワクチンで、あるいは3,500万人の12月以降の輸入ワクチンということもなされて、国の方の対応を受けておりますけれども、輸入ワクチンを輸入してもそれらを嫌う人も出てくるんじゃないかと、まあいろんなことが予測

されます。早い機会に、ぜひともまあ町としての対応をしていただきたいと思いますというわけでございます。もう、このインフルエンザにかかってあれすると、たいへんなことになってくるんじゃないかなと思います。そういうことで、町の対応をよろしく願いたいと思います。

また、営農栓につきましては、産業課長の答弁もございましたように、カードがもう対応ができなくなるんじゃないかなというようにございませうけれども、ぜひとも、今度、このカード方式ができなくても、何かの方法を今から準備してもらわんと。今だったら本当に便利に、例えば1,000リットルのタンクへ汲むのに、今、30立方メートルで3,450円かな、もうかなり値段も上がってきておりますけれども、水道より安い値段でそのカードを買って給水できるということでもありますので。メーカーが、そういった会社がなくなるというようなことでもございませうけれど、これ、コイン方式に変えると、途中で切るといことがなかなかできん。例えば、1,000リットル汲みたいのに500だけほか、あるいは、中途半端な600リットルとか、途中で止めるということがなかなか今のその機械では難しいと思いますけれども。そこでまあ、これをぜひとも継続して、何らかの方法を今から準備していただかんと、まだまだ増やしてほしいという希望者もたくさんございますので。ぜひともこのカード方式が、もうメーカーがつくらなくても、何か方法、ほかの、全国探しまわってでも、一遍継続できるように、お願いをいたしたいと思います。

それからまあ、第三保育所につきましては、間に合うように、5ヵ月間ということで、人数を増やしてでもつくってくれるということでございませうけれども。国の補助が見込めるか見込めないか、政権交代して、ちょっとどんなになるのかなという心配も、地元では心配しております。また、保護者会としても、県の2分の1の補助があると言っても、今の現状ではまださら地のままで、3月いっぱいにはやらないかんののに、どんなになっているのかなというような不安を抱えた住民であろうかと思っておりますので、ぜひとも。まだ建設入札しても、まだ議会へかけて11月からということでございませうけど。もう、早急に対策をやっていただきたいと思います。

これ前々から質問していますように、合併前から、旧金屋町で1億円の基金も積み立てて、有田川町へ移管したという状況もございませう。2億弱の予算化を計画しているわけなんですけれども。1億と、今度は9,000万、2分の1ということになると、9,000万余りの公金が入ることになりますと、その2億自体が、合併しても元々の町単のお金が丸々儲けになると。それで遅れたら元も子もないと。

まだ本来言えば、第三保育園には、他の保育所のように遊戯室がないわけでもございませう。本来ならば、2分の1補助があれば、遊戯室ぐらいは、今回新しくなるので、新築、移転するのに、遊戯室もないというようなことも、どうかなというようなことも、保護者会の中でもそういう話が出ております。もう、設計も入札されておりますけれども。そういう意味では、やっぱり、今後もそういう補助がつけば、将来、遊戯室等も増やすことも考え

ていただけるのか、この際、町長からのご答弁をお願いをしておきたいと思います。

以上です。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

とにかくインフルエンザについては、万全の処置を講じていかなければならないと思っています。

現在、マスク、事務的に町民と対話するような職員についてのマスクについては、200枚実是用意をしております。ただ、これがそれで十分かと言えばそうでないと思いますので、マスクについても。前回ですね、流行したとき、これは新型インフルエンザと違ったんやけど、流行したとき、マスクをそのスーパーへ買いに行っても全然なかったという経過もありますし。聞くところによりますと、今、注文しても、すぐ入るかというたら、なかなかそれもままならない状態のようでありますので、ここらへんも再度検討していきたいなと思っています。

それから、営農栓については、今の会社にある部品をできるだけ集めて、ストックをしておいて、できるだけ今の態勢で長く維持できるように努めていきたいと思っています。

また、営農栓というのは、本当にもう喜んでいただいていますので、また今後の対応も今から考えていかなければならないと思っています。

それから、第三保育所については、たいへんご心配をかけておりますけれども、これ、実は9月の県議会が終わればですね、ある程度方向性が見えてくると思います。民主党の政権が今の補正予算を見直すということで、実はこれ、補正予算の経済対策の中に入った施策でありますけれども、定かでないということで。恐らく、県議会が終われば、ある程度方向性が見えるん違うかなと思っています。

ただ、これはもうご承知のとおり、来年の4月1日から受け付けるということですので、そうなっても5ヵ月足らずの工期でありますけれども、人数を増やせばいけるという話も聞いていますので、遅れることのないように着工をしていきたいなと思っています。

○議長（橋爪弘典）

18番、楠部重計君。

○18番（楠部重計）

インフルエンザ、あるいは営農栓には具体的な、第三保育所の移転改築、具体的にご答弁いただきました。

産業課長にご答弁いただきたいんですけども、今のカードありますね。プリペイドカード。これがもう、今、どのくらい残っているん。まあ、15ヵ所ありますけども、それを30立方メートル、現在は3,450円、これ買い求めて給水するわけなんですけれども。それがもう今つくったやつがなくなると、15ヵ所のうち、使える方と使えない方と

ができてくるようにも思うんですけども。

それをその買い込みをすると、あとへつくらんに買い込みをするということになってきたら、ちょっとバランスが、各農家とれないようになってくると思うんですけども。まだカードがつくれるんですか、つくれないんですか。もう3回目になりますので、そこたり、どのくらい残ってあって、農家の方が買ってしまうと、それで終わりになるのか、そこら辺、ちょっともう一度ご答弁いただきたいと思います。

○議長（橋爪弘典）

産業課長、中島詳裕君。

○産業課長（中島詳裕）

楠部議員さんのご質問にお答えします。

現在のカードのですね、要するに役場で所持しているカードの残数というのは、手元ではちょっとわかりません。帰りましたらわかると思うのですが、今ここではちょっと把握しておりませんので、わからないんですけども。そういうことですよ。カードの残数というのは、そういう意味ではないんですか。

（「カード以外には、あれ出すことはできないしよな。プリペイドカードを挿入せんと水が出ないわけですよ」と楠部議員、呼ぶ）

○産業課長（中島詳裕）

そうです。

（「それが今、役場に保有しているそのカードが、そのカード方式ができないようになるまで、またそのカードをつくってくれるのか。今保有しているプリペイドカードがもう、各人15の場所で、地域でまあ買っているわけですよ。私も、プリペイドカードを買って汲むわけですよ。それがもう、役場に保有しているやつがなかったら僕はやれんし。隣の人が買ってあれば、カードがあるから、あれできる。カードが切れてない人が、まだ今後カードを再発行してくれられるのか、そこらへんを……」と楠部議員、呼ぶ）

○議長（橋爪弘典）

しばらく休憩します。

~~~~~  
休憩 11時33分  
再開 11時35分  
~~~~~

○議長（橋爪弘典）

再開いたします。

○産業課長（中島詳裕）

カードは、なくなりましたら再発行します。

○議長（橋爪弘典）

以上で楠部重計君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

午後1時、再開をいたします。

~~~~~

休憩 11時35分

再開 13時00分

~~~~~

○議長（橋爪弘典）

再開いたします。

24番、大岡憲治君から午後欠席の届出がありましたので、報告をいたします。

午前中に引き続いて一般質問を続行いたします。

…………… 通告順12番 25番（亀井次男） ……………

○議長（橋爪弘典）

25番、亀井次男君の一般質問を許可します。

25番、亀井次男君。

○25番（亀井次男）

25番、議長の許可をいただきましたので、まず、中山町長さんの誠意を最初にお聞きしたいと思います。

有田川町が発足して3年8ヵ月、町長、町議の任期も残り約4ヵ月。有田川町の区の数
は107区であり、平成18年以来、4年で428人、のべ約400人以上の区長さんが
誕生し、また、各種団体の多くの役員さんには、町行政にいろいろとご協力いただく中で、
話題として、各地区や各団体の厳しい現状についてお聞きしますが、気持ちとして、有田
川町のより一層の前進や躍進のために、各々が一生懸命ご努力ご尽力されていることを聞き、
敬意と感謝の気持ちでいっぱいです。

ただ、気にかかる点があります。町民の声の中に、合併した有田川町で旧吉備町だけが
得をしているとか、我が地区には何も事業もしないとか、合併をして損だった等の声であ
ります。町行政として、町税収で限りある財源の中で、町単独事業を行ったり、国や県の
事業を取り入れたりの努力はわかるのであります。

このような不満の声に対し、1点目として、計画から実施に至る過程を町当局が関係各
位に対し説明をしても納得をされていないと思うので、きちっと理解、納得される努力が
必要であると思います。

次に、吉備地区は現在、合併の恩恵を受けておりますが、下水道事業、大谷農道、藤並
駅改修等の事業計画に際し、合併特例債や他町の財源を求めて、また当てにしていなかつ
たとの証として、2点目に、イとして、事業計画時の財源内訳と、ロとして、現在の旧3
町別の税収入、ハ、町施設で直営及び指定管理者施設の財務内容等の一覧表と、町民の代
表である議会や現在の区長さん方に町長としての提示して、誤解のないようにすべきでは

ないかと、こう思います。最後に、昭和の大合併や今回の合併で不満を述べたり、後ろを向く人に対して、情報公開をし、価値観の共有をされるよう努力をされたい。

しかし、3点目として、合併は結婚のようなものであります。どうしても別れたい、どうしても解消したい、という声に対し、そういう合併解消法のような手続き、様式があるのであれば、有無についてお聞きしたい。こう思います。

続いて、本来の質問に入りたいと思います。

国道424号改修工事が金屋庁舎からJAありだ中央支所間が、地権者の協力を得て、着工しておりますが、基本的な件について確認いたしたいと思います。

1点目として、国道改修工事の計画決定の時期はいつだったのか。

2. 鳥屋城小学校の移転した時期、また整地した時期と整地費用について。

3点目、金屋庁舎の、イとして、耐震強度について、ロ. 土地、建物の補償額、ハ. 残った庁舎の補修範囲と補修費用について。

4点目、鳥屋城小跡への金屋庁舎の移転の検討の有無について、お聞きしたい。こう思います。

藤並駅周辺整備の進捗状況と、平成20年度の藤並駅の利用者数及び前年比についてお聞きしたい。

旧吉備町、長期計画で、藤並駅南隣接の水尻区は、住宅地域にと構想されておりましたが、公共下水道事業で、汚水工事のみで、雨水、排水対策は先送りと聞きますが、構想からいつ消えたのか。企画室としての姿勢をお聞きしたい。こう思います。

続いて、水尻地区の隣接のK地区は、熊井川の改修と農業集落排水で、汚水処理のみでも住宅が増えています。固定資産税の面から、K地区の下水道整備の以前と整備後の税収を示してほしいと思います。

平成10年ぐらいと平成20年ぐらいの税収をお願いしたいと思います。

最後の、選挙管理委員会にお尋ねします。

有田川町の町長、町議の任期満了選挙の告示、投票日が全国紙等で載っておりましたが、町民より、1. 現職だけでなく、広く町民に知らせるべきだ。また、投票締め切り時間も、有田川町は県下一の面積の広い町であり、先の衆議員選挙の期日前投票等が投票者数の約30%を超えているとお聞きします。町長選と町議選のダブル選挙であるので、2点目として、投票日の締め切り時刻を日没時刻ぐらいにできないのかとか、開票作業は、本町職員が早く、ダブル選挙の際でも、1回目の開票が終わり、審議票の審議中に次の開票作業もほぼ終わっている。にもかかわらず、1回目の開票が完全に終わって次に進むのが当然であります。なぜ、2回目の最初の発表がゼロ発表で、30分ごとの発表をかたくなに守るのか。3点目、開票発表を10分か15分間隔にできないのか。2回目の開票結果が出て、当落が決まるのが日付がかわると。「正確に、早く投票結果を」との難しい声に対し、選挙管理委員会としてのお考え、ご説明を求めたいと思います。

以上で第1回目の質問を終わります。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

まず、亀井議員さんにお答えします。

はじめの質問については、通告をいただいておりますので、詳しい答弁はできないかと思えます。

ただ、「合併して悪かった」とか、本当にまあ一部にそういう方がいますけれども、大半の方については、合併してよかったなという、喜んでくれる方もたくさんいることも事実であります。また、「合併して悪かった」という方については、随時いろんな方面からご理解をいただくように努力をしていきたいと思っています。

まず、最初の質問で、国道424の改修工事について、お答えをしたいと思います。

国道424号の金屋庁舎からJAありだ金屋支所まで改修工事については、平成17年度に県単の事業で測量に着手をいたしました。19年度から国庫補助事業の公共事業交通安全施設整備事業により実施をして、20年度から用地買収を行い、今年度工事の着手をいたしました。現在、鳥屋城小学校跡地付近の工事を行っているところであります。

鳥屋城小学校の移転した時期及び整地費用についてでありますけれども。

鳥屋城小学校の改築工事は、平成13年度より移転改築計画がありまして、周辺道路網等の拡幅計画も検討もされておりました。学校の改築事業については、平成15年12月12日に校舎、体育館が完成し、現在の場所に移っています。その後、旧校舎等の解体は、平成17年5月31日に7,600万円で完了し、用地の整地工事については、平成17年6月9日に2,500万円で整地をされています。

次に、金屋庁舎の耐震強度についてでありますけれども。

同僚の議員さんからも以前、一般質問もありましたが、この金屋庁舎は、昭和45年度に建築された建物でありまして、耐震改修促進法第6条による特定建築物3階以上で、旧耐震基準には該当し耐震性が不十分であり、立て替えまたは耐震補強が必要な建物に該当します。

この土地建物の補償額についてでありますけれども、今年度国道424号線の拡幅工事により金屋庁舎別館及び消防防災倉庫の一部がかかるため、用地建物移転補償等して、総額で3,888万円の補償額となっております。

残った庁舎の補修範囲、補修費用についてお答えをいたします。

別館の解体後の壁養生工事として、1階から3階の北側及び防災倉庫2階建て一部、これ軽量鉄骨でございます、補修工事について積算中となっておりますので、ご了承を賜りたいと思えます。

鳥屋城小学校跡地への庁舎移転検討についてお答えします。

将来の庁舎問題及び事務機能に関する審議会において、耐震問題に伴う老朽化した金屋庁舎の対応について、委員さん方に慎重審議、これ7回、約1年間かけて7回していただ

きました。金屋庁舎の老朽化等に伴い、新築するのが望ましい、また、移転場所は旧鳥屋城小学校の跡地が適地であるとの答申を、平成21年、先月の20日にいただいたところでございます。

それから、藤並駅周辺整備進捗状況はどうかということでもありますけれども。

現在、藤並駅の周辺については、東口においては、駅前広場として整備すべく、自転車置き場の設置と遊歩道の整備、水路改修等を行っており、今後並行して有料駐車場の整備も行っていきたいと思っています。

また、西口についても、駅利用者に不便が来さないように、東口の工事の進捗を勘案して、秋ごろから、西口の駅前広場の整備にかかってまいりたいと思います。特に現在、西口の広場については、雨の日なんかは、本当にこう狭いんで、車がたいへん混雑するという状況に陥っています。西口の駅前広場については、旧サカイ歯科の所から進入し、現在の駅前道路を出口とするロータリーとして整備する計画としております。東口、西口ともに来年3月末完成の予定であります。

それから、乗降客についてお答えをしたいと思います。

藤並駅の乗降客数は、20年度は1日当たり2,478人、年間90万7,138人となっております。これは、19年度に比べますと、1日当たり122人、年間4万4,800人増加をしております。

なお、まちづくり交付金事業において、目標とする指標として乗降客数を将来の駅勢圏人口から勘案して、1日当たり4,400人と見込んでおりますけれども、今後、駅前広場並びに駐車場の完成によってクリヤしていきたいと考えております。

それから、3点目の水尻地区の住宅地区構想、有田川町としての取り組みでありますけれども。

以前、確か、水尻地区も将来的には非常に増えるだろうというような、有田川町のあれでは予想していました。その結果どおりですね、現在、あの地域については、有田川町の中でも特異に人口が増加している地域であります。

今回また、あの地域に公共下水を埋設していく2期工事で整備をしていくということになりますと、恐らく、あの地域、今後ますます、特に今1軒も建っていない山手の方、これはいろんな事情があって、いろんな開発事業が進められてきたところですけども、いろんな事情があって、どうしても開発には手をつけられないという事情があります。恐らく、下水道が完備すれば、非常にあの地域については、住宅が増えてくると予想されています。

ほいでまあ、この地域についても、第1期の雨水対策地域である天満川と鳥尾川流域の地域、これ、野田、一ツ松、小島、上中島などの雨水対策区域を設定しておりますけれども、今後の予想を考えて、もう少しこの地域にも雨水計画の範囲を広げていきたいなと考えています。また、事業につきましては、あそこたりの住宅の増加状況を見ながら、随時整備をしていきたいなと思っています。

この地域については、今の農道ですか、あそこに大きな本管が入ることが計画をしてい

るところであります。

それから、次に、熊井地区の下水道整備、以前と以後の固定資産税の増減についてでありますけれども。

熊井地区農業集落排水は、21年3月現在ですね、これ供用開始、熊井地区は平成14年の6月にしたんですけれども、マスの設置箇所は83カ所でございます。接続数については、現在、約60%余りとなっております。この地域も下水道を完備したおかげで、本当に以前からの戸数よりかなり増えて、現在60%ぐらいの加入率でございます。

それから、固定資産税についてお答えをしたいと思います。

熊井地区において農業集落排水が整備されたのは、平成14年度からであり、それ以前の13年度と現在の平成21年度との固定資産を比較してみますと、宅地の面積は、13年度は約8,800平方メートルから、現在は1万4,000平方メートルに増加をしております。固定資産税につきましては、540万から1,020万円にこの地域だけで増えています。以上です。

それから、4点目の選挙の開票のことでございますけれども。

有田川町も前回もですね、町長、あるいは議員選挙、同時選挙ということで、非常に前回も議員さんの開票については、もう12時まわったという経緯があります。できるだけ早くできるように努力をしたいと思います。

このことについては、総務課長の方から詳しく答弁をさせます。

○議長（橋爪弘典）

総務課長、須佐見政人君。

○総務課長（須佐見政人）

亀井議員さんの質問にお答えいたします。

選挙管理委員会のことでございます。

まず、最初の質問でございます。有田川町長選挙及び町議会議員選挙の告示日並びに選挙期日についてでございます。

これにつきましては、この9月2日の開催の選挙管理委員会の会議で、全委員出席のもと検討審議を行いまして、町長及び町議会議員の皆さんのが、平成22年2月4日となっていることから、公職選挙法で同年1月5日から2月3日までの間に選挙を行う必要があり、事務に必要な手続きの期間等を考慮いたしまして、平成22年1月26日告示、同1月31日の選挙の期日と決定いたしました。なお、記者に対しては、翌9月3日に情報提供を行ったところであります。これまあ、町民に対しての周知のためということでございます。

それと、次に、選挙における投票所閉鎖時刻についてであります。

議員のお話しのとおり、先の衆議院選挙において、当日有権者数2万3,085人に対し、5,132人の方が期日前の投票を行っております。これにつきましては、だいたい22.2%でございます。

公職選挙法につきましては、午前7時に開いて、午後8時に閉じる。ただし、市町村の選挙管理委員会は、選挙人の投票の便宜をはかるため、必要があると認められる特別の事情がある場合または選挙人の投票に支障を来たさないと認められる特別の事情がある場合に限り、投票所を開く時刻を2時間以内の範囲内において繰り上げ、または繰り下げ、それと投票所を閉鎖する時刻を4時間以内の範囲内において繰り上げできることになっています。この条項に基づきまして、平成18年2月5日実施の町長、町議会議員選挙におきまして、一部旧清水町の地域で投票所の閉鎖時刻の繰り上げを行いまして、平成18年12月17日執行の和歌山県知事選挙より、現在の早いところでは午後4時の閉鎖時刻となっています。

先の衆議院選挙で、午後7時閉鎖の投票におきまして、午後5時30分から午後7時までの間に約900人の方が投票されていることから、現時点では、次の町長、町議会議員選挙においては、投票所の閉鎖時刻の繰り上げを行うことは難しいと考えております。

また、冬場の日没の早い時期のみ閉鎖時刻を早くしてはどうかということでございますけども。選挙により投票所の閉鎖時刻を変えるというのは、選挙人に対しまして混乱を来す恐れがありますので、同じく難しいと考えております。

次に、開票状況の発表についてであります。開票結果の発表につきましては、開票立会人の審査が終わり、開票管理者の最終決定が終了後、集計係で集計された票を30分ごとに発表しています。開票状況を15分ごとに発表してはどうかというご質問でございますが、先に述べたとおり、最終集計係で集計された開票結果に基づく発表を行っております。集計が進むにつれ、集計係がたいへん忙しくなります。事務の正確さを図るため、現状では30分ごとの発表でお願いしたいと考えております。

なお、まだまだ開票事務につきましては改善の余地もあると考えています。改善すべき点を検討して、少しでも早く正確に開票結果を発表できるよう努めてまいりたいと思えます。どうかご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（橋爪弘典）

25番、亀井次男君。

○25番（亀井次男）

最初の件については、一応、合併して、今でもそういう声があるので、町として、きちんとしていただきたいと。ほいでまあ、議会とか区長さんに説明をしていただきたい。するか、せんか、というお返事だけいただけたらそれでいいと思います。

特に、いろいろの事業をするというて、まあ道路なんかでも、いうたら、やっぱり県道でも国道でも県へ行くときに、今は筆界が確定している場所でなけりゃ県も受けてくれないと。いう点も、わかっているけど、動くというようなことをせんと、違う場所でできるところで考えるとかいうこともきちんとして説得する、説明せんなん義務があると、こう思いますので。

また、先ほどの件については、資料を提出していただきたいことを要望しておきます。

次に、金屋庁舎の件であります。だいたい3, 880万ぐらいの補償が出ると。ほとんどまた、この雨風をふさぐために使うのと違うんかと。そんなんやったら、でき上がるまで、ちょっとでも延ばしたらどうかという声が町民からもあるので、その点について、どうかなという点と。

次に、藤並駅の進捗状況ということについて。ただ、今の町長さんの発表と地方紙へ出ていた数字と差があるので、どっちが正しいのかなという点が1点お聞きしたいのと。

藤並駅の、この交流場所というのか、この前は、観光協会に委託をすると言うところでございます。この点の場所と、そして反対側のことで2点、西口の問題と2点お聞きしたいと思います。

1点目の、駅の事務所のところについて、なんか駐輪場がちょっと遅れるような話も聞くのであります。それがどんなになっているのかという点が1点と。

そして、盆前から何か販売を開始したというふうになっているという点と。

もう1点が、この朝市を藤並駅でした。僕らもあんまり知らなんだんやけど、どのぐらいのお客さんが来て、どういうところが主催して、開催したのかな。また、今後定期的に行うのかなという点。

もう1点、この西口でも東口でもええんやけど、まあ、わかりやすく言うたら、西口ぐらいのところへでも、銀行の、今、明王寺にある湯浅信用がきのくに信用と合併した。ほいて、きのくに信用西支店が今度、また10月になったら、きのくに信用吉備支店に合併するので、藤並駅前にもう銀行がないとなると。その中で、有田川町としても、紀陽銀行とか、JAとか、きのくに信用もいろいろ取り引きもあるので、藤並駅の西側にせよ、東側にせよ、藤並駅の構内へ、一般の人が、今やったら、きのくに信用のところまでATMを使いに行ったり、銀行へ行ってたんやけど。今度は一ツ松までかわる。商売人のところやったら銀行が回ってきてくれるけど、一般の家庭やったら来てくれやんで、何とか、藤並駅の活性化、また地域のためにもご努力お願いできないかな、そういう点と。

もう1点が、産業課長にこれ、ちょっとお聞きするんやけど、藤並駅の職員の何を、だいたい年間いくらぐらい職員給料として観光協会でするときに考えていたのか。今まあだいたい半年ぐらいでどのぐらいの金額が要っているのかという点を。人件費も含めた必要経費についてお聞きしたいと思います。

もう1点目に、ALECの管理は社会教育課やと思うんやけど、まあ、町長さんのきょうの説明でも、きのうからの説明で、約1ヵ月1万人ずつの、本の貸し出しも月間2万冊ぐらいを出てるとか、そういう話の中で、ただ、あそこのところも皆、月に1万人ぐらい何すれば、開店が8時で閉店が7時というのに、いろいろ対応もちゃんとしてくれるということで、町民も喜んでるんで。その点について、基本的にそういうかたちであそこを月に1万人対応してるのかなという点をお聞きしたいと思います。

次に、水尻区について、企画として長期計画へ入れていたと。今度、きょうはまあ町長

さんの答弁で、この雨水対策を土生とか水尻を拡大すると、こう言うてくれたんやけど。それは、企画としては、今、企画財政課でお金を持っているところを、今度、下水道でこういう計画をしますというたときに、「雨水対策をするのが当然と違いますか」というような協議があったのか、なかったのか。こんなんは、当然、最初から入れておくのは当たり前と違うんかな。企画では、実施課と違うんで、これは、そこで、もし、道つくとか、農道を整備するというたら、雨水対策をどうする。今度、下水で行うときにやったら、農業集落排水でやったら雨水対策できんけど、公共下水でやったら雨水対策もできるんで、このときにすべきではないかと、こういうのが企画室ではないかと、こう思いますので、それのご意見をお聞きしたいと思います。

最後に、選管の方でございますが。あくまでも、議員として言うてるんと違って、町民から「現職の町長や議員は得やのう」と。僕ら、ぱっと新聞を見て、見過ごしたら、いつ選挙があるのかわかないしょと、こういう話でございますので、どこ向いて選管が発表してるんかなという点が1点と。

ほいてやっぱり、締め切りとか、開票とか、ただ職員でも一生懸命きびきびして、ものすごい早いと。要は、この前の衆議院選挙の前後でも全国放送でテレビでも取り上げていたのが、どこどこの市役所が、どこどこの町が開票が早いとかいう話がどんどん出ていたと。吉備、金屋、清水の前のときやったら、皆早かったのに、有田川町になったらものすごい遅いよという声があったので、お聞きしたと。

その中で、この件については、選管の事務局としてきちっとまた会をしていただくというので、これには答弁は要りませんので。僕もまあ、時間は目いっぱいっているんやけど、できるだけ短時間で質問を終わりたいと思いますので、明確なご答弁をお願いしたい、こう思います。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

再質問にお答えをしたいと思います。

まず、金屋庁舎の補償の件でありますけども。また取って蓋するのに、まあちょっと延ばしたらどうなというご意見でありますけども。金屋庁舎もすぐ建設できれば、延ばすということもできるんですけども、これは、何しろ、県の国道の事業でありますので、金屋の庁舎できるまで延ばすというわけには、今のところ非常に難しいと思います。

それから、藤並駅の物産販売。今、町の物産の展示コーナーというのを以前から開設してまして、その中で、朝、お客さんが「これ、売ってくれんのか」という意見がたくさんあったそうです。当初、もう「これは見本や」ということでありましたが、現在は買っただけのものについては、お客さんに買っていただけるようにしてございます。

それから、朝市については、僕も詳細わかりませんので、担当課の方で答えさせたいと思います。

それから、乗降客について、以前、地方紙で、乗降客五十何万人か四十何万人かて報道されました。これは、恐らく乗降客でなくして乗る方のみ、あるいは降りる方みの発表だと思っています。実際については、先ほどもお答えしたように、90万7,183人となっています。まあ、ほんとの乗降客数についても当初の計画のほんわずかやというような報道をなされていましたが。当初、実はこれ計画したとき、できるだけこの地を発展さそうということで、特急をとめる中で約160万人ぐらい、最終目標として設定しております。そんなに、160万人の乗降客というのは、そんなに容易なことではありませんけれども、やっぱり目標は大きく持ったらええということで設定をさせていただきました。できるだけこれに早く近づけるように、これからも努力をしていきたいなと思っています。

ただ、今度の政権の高速道路の無料化等々あって、やっぱり航空機、あるいは船、JRの乗降客の動向というのは、今後、どのように変わっていくかわかりませんが、できるだけ藤並駅をご利用いただけるように、今後もJR等々と協力関係を組んで、今後もさらに乗降客が増えるようにしていきたいなと思っています。

それと、今度はきのくに信用さんが合併ということで、明王寺地域の銀行が閉鎖されることになったと聞いております。この駅へのATMについては、いっぺ銀行さんにちょっとお聞きをさせていただいて、設置が可能であるのか、可能でないのか、そこたり今後検討をさせていただきたいと思います。

それから、ALECについてはですね、現在、議員ご指摘のとおり、毎月1万人ぐらい来てくれています。現在の開館は10時からということになっています。ほいでまた、いろんなイベントがあります。先日も、あの近くでグラウンド整備ということなんやけど、余っている土地、草があんまり生えてきたので、みんなに使っていただくということで、土のグラウンドに整備しました。できたら、今の中学校のプールの北にあるミニサッカー場、あの4倍あります。約4反、あそこは約1反。今度はそこ4反ありますので、中学校の生徒もですね、特にサッカーなんかは、そっちのグラウンドが混むと聞いていますので、また中学校へも使用していただくようにですね、お願いというんじゃないんですけれども、中学校の生徒たちにも使用させてあげたいなと考えています。

ほいでまた、ALECについては、今、10時から開館になっていますけれども、いろんな、近くでイベントがあるときはまた皆さん方におっしゃっていただいて、そういうときについては、開館時間を早めることもできますので、いろんな方に、もし、ご要望があれば、我々も気をつけておきますから、議員さん方もそういう事業があるときは、ぜひALECの方にお知らせをいただければ、開館の時期を早めたり、あるいは中にあるカフェの方々にもお願いをして、早くからコーヒー等々飲めるように、今後配慮していきたいと思っていますので、よろしくお願いをします。

○議長（橋爪弘典）

産業課長、中島詳裕君。

○産業課長（中島詳裕）

亀井議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

観光案内所の人件費ですが、今、手元に資料を持ち合わせておりませんので、後ほど提示させていただきます。なお、東口の観光案内所へ訪れてくれた人が8月末現在で922人でございます。それと、藤並駅での催し物として、8月29日に観光協会が主催でテント販売を開催しました。当日は、ぶどうがメインだったんですが、ぶどう、コンニャクとか、近隣の野菜もの、締めてほしい9万6,700円ほどの売り上げがございました。来場者は約100名でございます。

○議長（橋爪弘典）

企画財政課長、山崎正行君。

○企画財政課長（山崎正行）

水尻地域の計画につきましては、現在の状況でございますが、旧吉備町の長期計画、または都市計画マスタープランにおきまして、水尻地域におきましては住宅地域ということになっておりまして、今現在、都市計画用途地域指定の中で第一種住居地域となっております。それに向けての基盤整備等、いろいろと着実にするわけでございますが、雨水計画、または汚水計画という格好で、下水道課と企画財政課の方の連携を質問されているのかなと思います。

これにつきましては、全体計画につきましては、原課の方、担当課の方で計画をしていくわけでございまして、また実施計画に向けて、その過程で財政課と協議を進めていくという状況になっております。詳しいことは、原課の方で説明をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（橋爪弘典）

下水道課長、東敏雄君。

○下水道課長（東 敏雄）

お答えさせていただきます。

水尻地区については、今後、下水道が整備されれば、今後住宅等も増加すると思います。住宅環境が今後変化するということが十分に予想されるわけです。先ほど、町長の答弁にもございましたように、現在の雨水地域対策区域に水尻地区を初めとする雨水、排水の対象地域を認可区域として今後県とも協議しながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋爪弘典）

社会教育課長、三角治君

○社会教育課長（三角 治）

亀井議員さんにお答えいたします。

先ほどご指摘の件でございます。

町長が答弁させていただいたとおりでございます。A L E Cにつきましては、平日朝10時から19時、午後7時まででございます。土日祝日につきましては、朝10時から午後5時までというふうになっております。休みの方は、月曜日が休みということで。土日もずっと開けさせていただいております。

それで、ご指摘ございますとおり、利便性をなるべく考えさせていただきまして、ご要望ある場合は、こちらの方に、誠に申しわけございませんが、おっしゃっていただければ、時間外でも開けさせるようなかたちをとりたいと思っております。職員も研修を重ねて、心地よく使っていただけるような対応も考えておりますので、今後ともよろしくご支援のほどお願いいたします。

ありがとうございます。

○議長（橋爪弘典）

建設課長、東信行君。

○建設課長（東 信行）

亀井議員のご質問にお答えをさせていただきます。

駅周辺の整備事業につきましては、現在、東口の方で第1工区から6工区にわけて事業を実施しております。ただ、1工区につきましては、請け負った建設業者と契約の解除をしております。その工事につきましては、自転車置き場等を整備する予定でありましたが、それについては、全部終わっておりません。この10月に、残りの部分について、再度入札をしていきたいと思っております。それで東口については、入札全部完了で、3月末の完成をめどに努力していきたいと思っております。

また、西口についても、10月に入札をしていきたいと思っております。

以上です。

（「水路は」と亀井議員、呼ぶ）

○建設課長（東 信行）

それから、もう1件、線路の軌道敷、排水計画をしております。これにつきましては、今、J Rと協議してございまして、これについては、排水路の工事としまして、20メートルほど、金額にしましては5,000万余りですけども、それについても、できるだけ早く入札をしていきたいと思っております。

以上でございます。

（「長時間ありがとう。これで終わります」と亀井議員、呼ぶ）

○議長（橋爪弘典）

いいですか。

しばらく休憩をします。

2時10分再開いたします。

~~~~~

休憩 13時52分

再開 14時10分

~~~~~

…………… 通告順13番 2番（増谷 憲） ……………

○議長（橋爪弘典）

再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

2番、増谷憲君の一般質問を許可いたします。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

ただいま、議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

順次、行わせていただきます。

まず、第1問についてであります。

国保一部負担金減免制度の実施と充実について、まず伺います。

厚生労働省は、今年の7月1日に「生活困窮者への医療費の窓口負担、一部負担金減免の適切な運用と国保・生活保護の連携について」という通知を出しています。

国保の一部負担金減免制度は、国保法第44条の減免の適切な運用と医療機関・国保・生活保護の連携によるきめ細かな対応で、一定程度の医療費の未収金の未然防止につながるということで提起されています。

国保法第44条では、同法42条で書かれている医療費、療養給付の3割や、あるいは2割の一部負担金、つまり医療費として医療機関へ支払っていますが、特別の理由がある被保険者で第42条の一部負担金、医療費を支払うことが困難であると認められる方に、1つは医療費を減額できる、2つめは医療費の支払を免除できる、3つめは直接徴収で、その徴収を猶予することとなっています。また、保険料や一部負担金の減免が長期に続くものは、「あわせて適切な福祉施策をとらなければならない可能性が高いと考えられる」として、必要に応じ、生活保護等の相談が可能となるよう、国保と生活保護の係の連携強化を図れとしています。つまり、生活保護の相談に結びつける必要を示しています。

今回の通知は、この制度を有効に活用せよということでもあります。

ところで、もともと、こういう制度が出てきたいきさつということを考える必要があると思います。

町内でも、自営業者で仕事がなく、住宅ローンを抱え、そのローンすら払えなくなり、生活が苦しくなっていたり、また、国保税も引き上がり、払えない状況もあります。私自身も、昨年と比べ約10万円負担が増えましたが、私が昨年いくつか町当局にお願いして示したパターンで、その額によりまして、6万円から11万円の負担増になっています。

また、昨年度の資格証明発行者が107人、短期証で265人あります。こういうことから、国保加入世帯で全国的に見ますと、医療機関へ行かれずに死亡した事例が、昨年度

だけで31件も出ていることから、窓口負担が心配で医療機関にもかかれない人を救済するために制度を積極的に活用していくことを求めています。

このようなことから、これらのことについて、どのように受け止めておられるのか、まず伺っておきたいと思います。

2つ目は、具体的な問題に移りますが、平成22年度から実施予定になっているようですが、モデル事業の一部負担金減免該当基準では、1. 協力医療機関において入院治療を受ける被保険者がいる世帯、2. 災害や事業の休廃止、失業等により収入が著しく減少した世帯、3. 収入が生活保護基準以下かつ預貯金が生活保護基準の3ヵ月以下である世帯、この3つすべてに該当する世帯が対象となっています。しかし、実施されるようになったとしても、この基準で実施される可能性があります。ですから、積極的に考えて、実施にあたっては、次の点について盛り込んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

第1点目は、恒常的な低所得者も減免の対象にしていきたい。

第2点目は、減免の所得基準は、生活保護の1.5倍ぐらいを目安にしていきたい。

第3点目は、預貯金など、資産調査は行わず、資産を見て減免の対象からはずさないでいただきたい。

第4点目は、減免は入院時のみに限定せず、通院時にも適用していただきたい。

第5点目は、減免の期間は、基本的に治療が終わるまで行っていただきたい。

第6点目は、担当課や医療機関が、これまで以上に、制度の周知徹底と情報の提供、福祉課等との相談活動に取り組んでいただきたい。

以上、6点についていかがでしょうか。

3つ目ですが、無料、あるいは低額診療事業について伺います。

これは、社会福祉法第2条3項の9に明記されています。生計困難者のために、無料または低額な料金で診療を行う事業とあります。各病院が実施主体となり、医療費自己負担分を無料または低額で診療する制度であります。この場合、病院や診療所の設置主体にかかわらず、第二種社会福祉事業の届け出を行い、都道府県知事の許認可を得られれば、この事業を実施できます。

もう1つは、社会福祉法人や赤十字、済生会など、民法34条、公益法人の設立に基づいて実施するものもあります。

患者は、医療機関や社会福祉協議会と相談して、医療機関に申請し、各医療機関は独自の基準などに基づいて審査を行い、受理するか、しないかを決めます。受理されますと、無料または低額診療券が発行され、病院での窓口負担が免除、または減額されることとなります。この事業を受ける医療機関は、生活保護を受けている患者と無料または10%以上の減免を受けている患者が全患者の1割以上である場合、法人税非課税や固定資産税、不動産取得税非課税による減免措置を受けることができます。無料診療の場合は、健康保険加入または生活保護開始までの原則1ヵ月、最大でも3ヵ月を基準にしています。この

事業も、窓口一部負担金の減免の1つとして活用する方法でもあり、把握されていると思いますが、医療機関への働きかけも、あわせて検討されてはいかがでしょうか。

2つ目の問題に移ります。

中山間地域等直接支払制度について伺います。

この制度は、平成21年度末をもって第2期事業が終わることになります。

有田川町では、この事業で81集落、1,889万6,083㎡の農地等が管理されています。内容も景観保全、水路や農道の管理、鳥獣被害対策等に取り組まれています。

さて、中山間地域等総合対策検討会が今年の8月に、この制度の効果検証と課題等の整理を踏まえた今後のあり方というのをまとめています。

それによりますと、第2期の制度の効果について、約7万6,000ヘクタールの農用地の減少が防止されたと推計し、約3万3,000ヘクタールの耕作放棄地が未然に防止されたと推計しています。そして、96%の市町村が効果があったと答え、今後、農家の高齢化でも対応できる制度への改善の検討も提案し、制度の継続を希望されています。また、同制度の「最終評価」では、農地等の減少が防止された7万6,000ヘクタールの評価額を1,587億円としています。

依然として、中山間地域の状況は厳しいままですが、この制度が今年度で終了するとなりますと、これまでの取り組みは何だったのかとなりかねません。今後の計画について、どのような状況なのか、また町としての対策はどう考えておられるのか、伺いたいと思います。第2に、この10年間取り組んできた地域を、再び耕作放棄地にしてしまうことも十分予想されますが、町としての独自の考えも必要ではないのか。

以上、お答えいただきたいと思います。

3つ目に、事務の権限委譲の問題について伺います。

和歌山県は、地方分権改革に基づき、市町村への分権に関する計画を3月末にまとめています。これを見ますと、年度を決めて、市町村に移譲する事務や権限を明らかにしています。そして、平成21年度から関係条例の改正も行うとなっています。いったん事務等が移譲されますと、市町村の判断・責任で行われます。仮に事務・権限が適切に行われず、違法と認められる場合には、県は是正勧告ができるとなっています。そして、計画を市町村に下ろすに当たっては、市町村の理解と協力が必要となっています。

計画を見ますと、平成22年度から31項目、平成23年度からは3項目となっています。平成22年4月から移譲するものについては、概ね今年の6月から実施、23年4月以降に移譲するものについては、今年の9月から実施となっています。

そこで、有田川町に委譲される事務・権限は、平成22年度と23年度でどのようなものがあるのか、すでに実施されているものがあると思いますが、一覧にして今回提出していただきましたが、これによりますと、町村の丸印のついているところが、すべて有田川町に委譲されるのかどうか、その点、明確にしていきたいと思います。

第2項の、町から移譲されたいと申し入れたのかという質問については、省かせていた

だきますので。

それで、第3に、事務を行う上で、体制と財源はどのようになるのか。地方財政法は、県には必要な財政措置を講ずることを義務づけていますが、本当に保障されるのか。

第4に、県との協議で県へ申し入れたことは何か。

以上、ご答弁をいただきたいと思います。

4つ目の質問に移ります。

地域審議会について伺います。

地域審議会は、市町村の合併の特例に関する法律第5条の4に基づき、地域審議会の設置に関する協議で必要事項を定めています。それには、新町建設計画の変更に関する事項、2つ目に、新町建設計画の執行状況に関する事項、3つ目、その他町長が必要と認める事項について、町長の諮問に応じ、審議し、答申するとなっています。

有田川町は、合併して4年目に入っていますが、事業の執行状況を考えたり、課題等、また私は、この間、何回か、金屋や清水、吉備の地域審議会を傍聴させていただきましたが、特に金屋や清水の地域審議会の必要性を強く感じています。

ところが、地域審議会の設置期間を見ますと、平成22年3月末日をもって期限となっています。私は、今後も事業を円滑に進めていくためにも、まだまだ必要な組織だと思いますが、継続して設置するお考えがあるのかどうか伺いたいと思います。設置するお考えがあるとすれば、委員の委嘱については、委嘱するのが町長となっていますから、若い方や女性が参加してもらえるようにしてはどうか、また、その分組織の人員を数人増やしていただくことも検討していただきたいが、以上、ご答弁をいただきたいと思います。

最後の質問に移ります。

庁舎問題について伺います。

合併時に決めた庁舎の位置づけは、吉備と金屋分庁方式、清水の総合支所方式の併用となっています。そして、将来の本庁舎をどこにすると決めていません。合併後、住民参加による審議会等で10年以内に、既存の庁舎を活用するか、新庁舎を建設するのか、検討していくとなっていました。

最近、金屋庁舎の老朽化で耐震化が必要となったこと、また、国道の拡幅工事に伴い金屋庁舎の一部を撤去しなければならなくなり、金屋庁舎をどうするかが問題になってきました。それで庁舎問題検討委員会を急遽立ち上げ、1年間論議をしてきて、町長へ答申が出されました。

昨日の同僚議員の質問では、「将来の本庁舎を建てるのは時期尚早で、5年後や10年後に検討するとなり、ただ金屋庁舎は鳥屋城小学校跡地に平成23年度完成に向けて建設する」と答弁されましたので、ほかに答申にかかわって答弁をいただくとすれば、答弁をいただき、なければ結構であります。

第2に、将来の本庁舎と金屋庁舎との関係で伺いますが、本来手続き等が一箇所で済むような住民サービスの向上や事務の効率化を進める上で、本庁舎ということになってまい

ります。金屋庁舎は、先ほど述べた事情で先に建て替えとなりますから、今の分庁方式の人員規模の庁舎となり、おのずと金屋庁舎は本庁舎でなくなるということになります。そうなりますと、本庁舎は現吉備庁舎で補強するか、別に本庁舎をどこかに建てるか、ということでもいいわけですね。いかがでしょうか。

金屋庁舎の建て替えに当たり、金屋庁舎は本庁舎でなくなるので、早ければ7年後には清水行政局よりも小さい支所機能しかもたない庁舎となることが十分予想されます。ですから、規模も極めて小さいもので間に合うということになりませんかでしょうか。

ところが、今、縮小した庁舎にすれば職員は入りきらないので、現分庁舎の規模となってしまいます。今後のことも考えて、この庁舎の建ち方、多機能な庁舎にすることが必要ではないでしょうか。

また、現庁舎の耐震化と新築を比べ、新築の方が経費が安くなるという判断だと思いますが、その試算も出ているのでしょうか。

また、金屋庁舎周辺への影響、お年寄りの平均歩いていける距離は700mであり、地域への経済的波及効果等も考えての判断も必要ではないのでしょうか。

以上のことから、将来の本庁舎と金屋庁舎の位置づけはどのように考えていかれるのか、考えをお聞きしたいと思います。

3つ目に、今後、金屋庁舎が本庁舎ということでない限り、金屋地域はますます寂れていくことも予想されます。これは、全国で合併を進めた市町村の周辺になったところは人口も、経済も全くだめになったと聞いています。旧吉備町のときに下津野に庁舎があったときと移ってからとは、旧庁舎があったところの地域は随分状況も変わっていますし、現吉備庁舎周辺はますます開けてきています。また、徳田商店街周辺もみてもしっかりであります。ですから、経済の基盤も十分考えなければならぬと思います。

将来の本庁舎が金屋へ来ない場合、金屋周辺の整備、人が集まり、経済が活発になるよう、どう整備するかがこれから問われてまいります。町長はどのような観点から周辺整備を考えていかれるのか伺って、私の第1回目の質問といたします。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

増谷議員さんにお答えをしたいと思います。

詳しいことについては、また、担当課からお答えをさせていただきたいと思います。

まず、国保一部負担金減免制度について、どのように受けとめているかということでもあります。

議員ご質問の厚生労働省通知については、医療機関における医療費の未収金問題が発端でありまして、その原因である生活困窮と悪質滞納への対応を示したものであります。

その中で、生活困窮者に対しては、国民健康保険の一部負担金の減免制度を運用するようとした通知と理解をしております。更に、こうした体制づくりのため、市町村を選定

し、モデル事業を実施するというところで、和歌山県では、有田市が指定されたと聞いています。これは、県内では有田市のみだと今のところ聞いております。

また、一部負担金の減免制度の基準を設けているのは、県内では2市町村のみであり、今後、有田川町としても、モデル事業の実施状況を踏まえながら、一部負担金の減免に関する制度づくりに取り組みたいと考えております。

しかし、今回の通知には、悪質滞納者の未収金については、医療機関にかわり、市町村が回収するというのも規定されていますので、医療機関や生活保護など、福祉分野との十分な協議と連携が必要であると考えています。

また、基準に対する要望でありますけれども、議員からご要望のある2からの6項目の基準については、モデル事業を実施したうえで、平成22年度中に国から基準が示されることとなっていますので、近隣市町村の動向を踏まえながら、一部負担金の減免を希望する方の医療費軽減につながるよう、医療保険制度という枠の中で検討していきたいと思っています。

次に、中山間地域等直接支払制度についてであります。

この制度は、非常に農地放棄の上からにおいても非常に有効な制度だと考えています。これも平成21年度をもって第2期対策が終了いたします。

国では、これまでの取り組みの成果と課題を検証する中で、第3期対策の法制化を目指しておりました。

次期対策の改正点は、1ヘクタール以上という面積要件を緩和し、山あいには点在する飛び地や小団地等の参加も可能にするというものであります。

対象行為として、耕作放棄の発生防止など、基礎的な活動に加えて、より前向きな取り組みや高齢農家も安心して参加できる内容となっており、中山間地域が多い当町では事業の実施に期待をしておりました。

また、我々もこの制度については、もう以前からこの法の期限を切れるのを踏まえまして、国の方にも何回となくこの制度を続けてほしいという陳情も行ってまいりました。しかしながら、先の衆議院選挙において、民主党政権に移行する中、本制度についても廃止を含めた全面見直しを打ち出しております。民主党政権下においても農業の戸別所得補償制度を創設するとのことでもありますけれども、具体的な内容はいまだ不明であります。

国土の面積の約7割を占め、耕地面積の4割に相当する中山間地域は、国の農業・農村の中で重要な位置を占めていることには変わりありません。

町としては、変革は余儀ないものと思われませんが、現下の実情を認識していただき、従来同様の対策を講じていただけるように、今後とも関係上位団体に強く要望をしてみたいと思います。

それから、次に、これまで取り組んできた地域が耕作放棄地にならないか、その対応は、というお尋ねでございますけれども。

農地等を守るということは、地域を守り、町を守り、国土保全・環境保全・水源涵養等

ということにつながるため、非常に重要な課題であると考えております。現行制度が耕作放棄地の減少化に一定の効果を発揮したと思っております。しかしながら、耕作放棄地の発生は、経済性、効率性、労働環境等多くの要因が重なり、放棄せざるを得ないことだと思っております。そうした地域の状況、情報を町、JA、農業委員会等が共有して農業が継続できる方法を検討していきたいと思っております。

町では、担い手育成総合支援協議会を本年8月に立ち上げ、耕作放棄地再生利用緊急対策事業を実施し、耕作放棄地の実態調査や耕作放棄地再生事業に取り組む予定であります。また、遊休農地解消対策として、和歌山版果樹産地づくり総合支援事業を実施してまいりたいと思っております。

次に、平成22年4月と23年4月から事務権限が移譲されるものを一覧表で提出されたいということでございます。

事務一覧表については、そこへお配りさせていただいて、それぞれ市と町とによって分かれていますので。町の方の丸印のところは、今のところ町村へ権限が移譲されるということでもあります。

町から移譲してほしいと申し入れたのか。これは、申し入れはしておりません。

国の地方分権改革推進本部において平成20年6月20日、地方分権改革推進要綱第一次が決定されまして、基礎自治体へ権限移譲を行う事務として、地方分権改革推進委員会第一次勧告に搭載された事務が計画に盛り込まれました。

これにより、近い将来、第一次勧告事務が移譲対象市町村へ一斉に移譲されることが予想されまして、円滑に市町村へ事務が移譲できるよう、平成19年12月から、県と県下30市町村で構成されていた和歌山県・市町村連携会議、権限移譲小委員会において、平成20年10月、分権計画策定に向け、第1回検討会を開催し、検討を重ね、平成21年3月、市町村への分権に関する計画を取りまとめました。

その計画のとおり、平成21年7月14日から、県からの地方自治法第252条の17の2第2項の規定に基づく協議について、承諾をした次第であります。

次に、事務を行う上で、体制と財源が保障されるのかというご質問でありますけれども。

体制については、平成21年6月から12月の間に、県の担当課が市町村の担当課等を集め、権限移譲の事務に関する研修会を、翌22年1月に県から市町村への引き継ぎ資料の引渡し及び内容の説明が計画されています。

財源の保障についてでありますけれども。権限の移譲を行う上で発生が見込まれる初期費用については、県の9月議会へ上程されていると県の担当課からお聞きをしております。それを受けて、町では、次回の議会に上程する予定であります。なお、その基本的な費用としては、一法律当たり約2万5,000円の財政措置が講じられる予定であります。

また、22年4月1日からの権限移譲事務については、権限移譲事務市町村交付金制度に基づき財政措置が講じられ、県では22年度当初予算に上程される予定でございますので、その動向を見ながら、町としても当初予算に計上する予定であります。

協議の中で県へ申し入れたことについては、農地法関係で、事務の統一化、統一的な判断や事務の簡素化、他法令等との調整や県のサポート体制などについて、県下他市町村とともに、県へ申し入れをし、協議を重ねてまいりました。

それから、地域審議会の継続の件についてでありますけれども。

これは、合併協定書の中に、地域審議会の取り扱いについて、市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づき、合併前の3町の区域ごとに地域審議会を設置すると規定され、それを受けて、旧町単位に審議会を設置し、今まで清水審議会では延べ10回、金屋審議会では延べ7回、吉備審議会では延べ4回の審議会を開催をしてまいりました。

なお、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、地域審議会の設置に関する協議の中で制定され、この審議会の設置期間は、合併の日から平成22年、来年の3月31日までとされることから、一応の区切りとして、審議会は継続いたしません。

そして今後、新町建設計画の変更や執行状況に関する事項について、必要に応じて、諮問機関、特に若い方や女性の方にも参加をしていただいて諮問機関を設置して対応していきたいと考えます。

これ、合併の時ですね、3年間に限り、地域審議会を設置するというので、清水においては10回、金屋地域においては7回、吉備地域においては4回、それぞれの地域の諸問題を検討していただきました。合併して、もう3年半あまりたちますけれども、いろんな団体もですね、もう既に1つになってまして、今後、それぞれの地域というのではなくして、私は今度は、来年度よりですね、それにかわるかたちで、有田川町全体のことをご審議いただけるような、あるいは提言をいただけるような、議員ご指摘のとおり、若い女性や若い人等々を加えた、そういった諮問機関といいますか、協議の場を立ち上げたいなと思っています。これについては、もう、それぞれの地域でどうこうというのじゃなしに、有田川町全体を見渡していただいて、いろんな角度からご検討いただけるような機関を設置していきたいなと考えています。

それから、庁舎問題についてでありますけれども。金屋庁舎問題についての答申は、どうなということ。先と同僚議員のご質問にもお答えをさせていただきましたとおり、この庁舎問題については、合併時からの大きな問題でありまして、計7回にわたって、約1年間にわたって検討委員会でご審議をいただきました。

それで、議員も先ほども言うてくれましたとおり、今、吉備庁舎、金屋庁舎、これをおいてですね、いますぐ新たに本庁舎を建設するという事は、今の時、今の時代に時期尚早だと。ただ、審議会の総意といたしましては、やっぱり将来的には1カ所に集めて、事務というか、本庁舎を建ててするのが望ましいという結果であります。

その時期はいつなということ、いろんなご協議いただいたんですけれども、とにかく、今はそういう時期ではないと。また、いろいろ経済情勢、あるいは、おそらく鏡石トンネル等々も、県のX軸の1つでありますんで、完成すればですね、また地域の様子も必ず変

わってくる、その中で、もう1回、本庁舎については、5年後に検討しようということでご答申をいただいています。また5年後にですね、結論が出なければ、また10年後に、もう1回本庁舎問題については検討をするという答申をいただいています。

ただ、委員さん全員がですね、やっぱり将来的には、庁舎は有田川町も1個にすべきであると、これは全員の委員さんのご意見でございます。

その中でですね、ほいや、古い金屋庁舎はどうするんなどということでありまして。まあ、これ、今、改築するのと、新築するのとの費用の比較というのは持ち合わせていませんけれども、やっぱり改築するにしてもエレベーターつけんなし、今の耐震の調査からいきますと、中途半端な金ではできないということで、しかもご存じのとおり、いくら改築をやっても、耐用年数というのは1年も延びないという状況の中でですね、今回は新築をしてはどうかという答申をいただきました。

それと、その答申の内容の中には、場所としては、今の鳥屋城小学校の跡地が最適ではないかということと、できるだけ早い時期に建設をしてほしいという答申をいただいています。

それから、将来の本庁舎問題と金屋庁舎問題の位置づけということでもありますけれども。まあ、金屋庁舎については、今のところ分庁ということで捉えております。

それから、今後、金屋庁舎周辺の整備をどのような観点から考えていかれるのかということでもありますけれども。第1次有田川町長期総合計画では、住民の交通促進や生活の利便性の向上と産業等の活性化につながるよう、土地利用の基本的な方向性として、金屋庁舎周辺については、吉備庁舎周辺の市街地を中心としつつ、清水行政局の周辺を含む地域についての交通の利便性を生かした市街地ゾーンとして都市・住宅地としての環境整備を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（橋爪弘典）

住民課長、福原茂記君。

○住民課長（福原茂記）

ただいま増谷議員さんから質問をいただきました国保一部負担金の減免制度について補足をさせていただきます。

また、1つ抜かった無料の診療事業についても報告をさせていただきます。

まず、どのように受け止めているかというご質問で、長が答弁したとおりでございます。

ただ、国民健康保険法第44条の規定は、「減免措置をとることができる」という文言でありまして、和歌山県下におきましては、紀の川市及び広川町がこうした基準を設けているのみでございます。私どもも、広川町がこういう基準を設けたということで、基準を見せていただきました。その中で、折りしも、国の方からモデル事業でこういった取り組みをやっていくと。で、まあ、全国において、そういう生活困窮者に対する減免措置をもう少し活用するよとということでありまして、この推移を今後見守っていきたいという

ふうにご考慮しております。

ただ、これ単に減免だけでなく、病院のかかえる未収金、これが都市部の病院等におきましては、非常に病院等の経営を圧迫しているという状況もあるということで、その未収金については、これまあ一定の条件があるわけですが、保険者が医療機関にかわって回収するというのもセットであります。

したがって、今後、病院が取り立てられなかった医療費を、国保でありますとか、ほとんど国保になると思うんですが、国保関係で取り立てるということがそうたやすくできるかどうか、国のいろんな法的措置も今後つくられていくんであろうと思いますが、そういうものを十分踏まえて検討していきたいというふうにご考慮しております。

また、基準につきましてですが、議員さんから6項目の基準を示していただいております。これも長の答弁のとおり、22年度中に、どういった基準になるか、国から示されるというふうな通達でございますので、この推移を見守っていきたいというふうにご考慮しておりますが、ただ、私の国保を預かる立場といたしましては、やはり、国保は福祉制度とは異なり、皆さんの税でまかなっているものでありますので、例えば、恒常的な所得者とか、生保の生活基準額の1.5倍とか、それと3番に、資産等の調査をしないということになりますと、例えば国保の所得基準の1.5倍となりますと、ケースバイケースで、いろいろと家庭の事情で生活保護の基準が変わるわけですが、恐らく国民年金の受給世帯を上回る金額になろうかと思っております。したがって、年金だけで生活している世帯はすべてこれに該当するという事態も生じてくると思っておりますので、非常にそこら辺は国の基準もありますけれども、私は、今現時点では、そこまではちょっときついかかと、難しいんじゃないかなという感触をもっております。

それから、1つ抜けました③のですね、無料の低額診療事業、これは社会福祉法第2条第3項の9ということになります。

これは、いわゆる第2種社会福祉事業として規定されているものであります。そういった機関が生活困窮者に対していろんな費用の減免ということで、医療機関が生活困窮者に対して医療費を減免するという制度でございます。県内では、済生会和歌山病院と済生会有田病院、この2病院のみの実施となっております。

これにつきまして、働きかけよということですが、これは、医療機関が無料にした場合などの医療費を医療機関が負担するということになります。県立とか、そういった施設であれば、また県がそういうことを考えていくこともあるのかもわかりませんが、町として医療機関に対してこの制度を実施するよという働きかけは、現時点では難しいのではないかとご考慮しております。

以上です。

○議長（橋爪弘典）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

再質問させていただきます。

順番ちょっと変えさせていただきます。

地域審議会について先に伺いますが、組織を改めて違ったものにして、旧町別にじゃなくて全体を踏まえたかたちでやっていくというご答弁でありました。それでも結構ですが、ただ、その人選にあたりまして、ぜひ、一定の枠は公募するとか、そういうことも含めて検討していただきたいし、それから、これまでの地域審議会の状況をまとめていただいて、それをきちっと文章化して、それを次のそういう組織に引き継ぎできるようなかたちで、ぜひ、まとめておいていただきたいなと申し入れておきたいと思います。

それから、県から市町村へ移譲する事務の問題についてであります。財政問題なんですけどね。まあ、県は見ちゃらということになっているんですが、ただ、その算定基準がですね、聞いたところでは、ものすごく細かい内容になっておりまして、十分財源が保障されないことも聞いているので、その辺は、そのまま鵜呑みにというか、そのまま呑むんじゃなくて、やっぱり必要なところは金を持ってこいということも主張していただいて、求めてほしいなというふうに思います。その辺、ぜひ、お願いします。

それから、庁舎問題であります。まあ、いろいろ課題があって、あれなんですけども。将来、一本化という話もありましたが。金屋庁舎の建設については、今のこのご時世で建てるに当たっては、やっぱりいろんなご意見が出てくるので、そのへんはきちっと整理していただいて、本当に建っていいのかということも出てきますから、その理論づけ、理由づけ、やはり、そのへんきちっと詰めておいていただくような文章化もする必要があるんじゃないかと思いますが、その点求めておきたいと思います。

それから、第1問の国保の一部負担金減免制度の実施と充実の問題についてであります。先ほど課長さんがご答弁されたことで、やっぱり「税をつかってやっているんだから」という云々の答弁がありましたけども。そういう答弁いただいたら私いつも思うんですけどね、確かにお金がかかって負担の問題も出てくるんですけども、やはり基本におさえなければならないのは、地方自治法に明記されている地方自治体の仕事は何なのかという点と、憲法でいう25条の問題、ここから物事を判断することが大事だと思うんです。国保も相互扶助じゃなくて社会保障であると、ちゃんと国保法に明記されているわけですよ。その点はきちっと踏まえておいていただきたいというふうに思います。

その上に立って、具体的に6項目あげましたが、この点は、これからのモデル事業の結果を見て判断したいということでありましたけれども。ぜひともこの問題については、引き続き私どもも担当課と一緒に詰めていきたい内容でありますので、今回具体的に話をしますと時間もかかりますのでやりませんが、ぜひ、こういう内容を踏まえて一緒に検討したいということで把握させていただいてよろしいかどうか、その点もよろしく願います。

それから、この問題で、国保だけでなく、後期高齢者医療制度についても同じことが

言えるわけですよね。その点把握されておられると思うんですけども、そうだとすれば、広域連合会にも、その旨を町村会として、私は町長さんに伝えていただきたいと思うんですが、再度、課長さんでなくて、この問題は町長さんに答弁いただきたいなと思います。

○議長（橋爪弘典）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

ちょっと順番異なるかわかりませんが。

まず、地域審議会にかわるものについてはですね、人選については、慎重に、できるだけ広範囲から公募をやっていきたい。それと、地域審議会も、これ、まだ全部終わったわけじゃないので、終わった時点できちっと地域審議会のそれぞれの出した意見を集約としてまとめてですね、またそれを引き継ぐものがあれば引き継いでいきたいと思っています。

それから、新しい庁舎問題、いろいろ建ててもええのか、悪いのか、その規模についても、その庁舎問題検討委員会でいろいろな議論が出されました。ただ、合併協議会の中ですね、当面の間、本庁舎ができるまでについては、金屋庁舎に産業、教育、福祉、それから地籍、ここらを置くという約束事がありますので、建てるとすれば、結構、その人員に見合ったもの、あるいは会議室等々も含めたものを建たなければならないと思っています。ただ、財政の状況もありますんで、あまり豪華なものについては、できるだけ建設を控えたいと思っています。

それから、国から、県から、あるいは地方へ移譲される財源問題でありますけれども。今の県へ、これどんなに費用要るんよと聞いてもですね、県はそんなに大して要らんよという返答ばかりでありますんで、それはやっぱり鵜呑みにすることなくですね、やっぱり、うちはうちでやるとしたら、きちっとその費用といいますか、経費が出ると思いません。そういうものはきちっと県にも申し入れてやっていきたいと思っています。

それから、後期高齢者。これも不透明なところがあって、民主党が直ちに廃止するという方向で今、調整していると聞いております。また、これ廃止されれば、また国保の方に戻さなければならないし、今もう既に県もですね、後期高齢者の広域連合を立ち上げていますし、先月ですか、この広域連合の国の連絡協議会もやっと立ち上がった段階で廃止という方向で民主党申しています。「マニフェストどおり必ずやります」という返事だったと、申し出たと聞いてますんで、またその時点で考えさせていただきたいなと思います。

○議長（橋爪弘典）

住民課長、福原茂記君。

○住民課長（福原茂記）

補足して説明をさせていただきます。

議員ご指摘の条件、基準についてであります。

まず、議員が言われた、国保制度の趣旨というものは十分理解しております。その中で、

税という、私ども、そういう負担をしていただくという一面がございますので、若干誤解を招いたかと思いますが、その点をご理解をいただきたいと思えます。

ただ、議員が言われる6項目の中で、私個人的にですが、例えば、国のモデル事業で示されている災害や事業の休廃止、失業等により収入が著しく減少した世帯という規定がございます。ただ、私は、なぜ生活困窮になったかということではなく、今現在、生活困窮しているそういう状況、そういう事実が大切だろうというふうに考えております。その中で、もちろんモデル事業から国が示された基準というのは、これを待って検討するということですが。例えば、国保運営協議会とか、そういった組織がございますので、また議員さんの皆様方のご助言もいただいて、こういう基準づくりについては、ただ行政だけで判断するのではなく、運営協議会等のご意見もいただいて、今後取り組んでいきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（橋爪弘典）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

基準については、さまざまな内容で盛り込ませていただきましたが、ぜひ今ご答弁いただいたように、本当に関係者とか幅広い方々と一緒になって、その内容を詰めていただいて、いい制度にさせていただくことを求めて、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（橋爪弘典）

以上で、増谷憲君の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

…………… 一括議題 提案理由の説明 ……………

○議長（橋爪弘典）

お諮りします。

日程第2、議案第105号から日程第10、議案第113号までを一括議題としたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

したがって、日程第2、議案第105号から日程第10、議案第113号までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

それでは、ただいま、追加上程されました議案について、提案理由の説明を申し上げます。

す。

議案第105号は、平成20年度地域情報通信基盤整備推進交付金事業、有田川町情報通信基盤整備工事の請負変更契約についてであります。

平成20年度地域情報通信基盤整備推進交付金事業、有田川町情報通信基盤整備工事について、平成21年6月9日第2回定例会において、契約金額5億5,777万500円で議決をいただいているものでありますけれども、今回、電柱の強度不足により添加——今の電柱へそれをつなげない、不可能となった電柱及び近大農場への引き込みに伴うルート変更により、577本の自営柱設置の追加を余儀なくされました。8,565万5,535円増額の6億4,342万6,035円に変更契約をいたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

議案第106号は、平成21年度御霊小学校プール改築工事の請負契約についてであります。

平成21年度御霊小学校プール改築工事を施工するため、平成21年9月3日、7業者を指名し競争入札に付したところ、有田川町大字小島433の5、株式会社ケイズ 代表取締役 北畑貴行氏が1億2,589万5,000円で落札いたしましたので、工事請負契約を締結するに当たり、議会の同意をお願いするものであります。

議案第107号は、財産の取得についてであります。

平成21年度孤立集落通信確保事業、超短波無線電話装置購入について、平成21年9月3日、7業者を指名し、競争入札に付したところ、和歌山市紀三井寺849の3、株式会社 サイバーリンクス 代表取締役 村上恒夫氏が1,575万円で落札いたしましたので、物品購入契約を締結するに当たり、議会の同意をお願いするものであります。

議案第108号は、財産の取得についてであります。

平成21年度町内移動系防災行政無線統一化事業、超短波無線電話装置購入について、平成21年9月3日7業者を指名し競争入札に付したところ、和歌山市紀三井寺849の3、株式会社サイバーリンクス 代表取締役 村上恒夫氏が796万6,875円で落札いたしましたので、物品購入契約を締結するに当たり、議会の同意をお願いするものであります。

議案第109号は、財産の取得についてであります。

平成21年度和歌山県石油貯蔵施設立地対策等交付金事業、小型消防ポンプ購入について、平成21年9月3日、3業者を指名し競争入札に付したところ、和歌山市蔵小路16、有限会社和歌山防火協会 代表取締役 原田一之氏が1,056万7,200円で落札いたしましたので、物品購入契約を締結するに当たり、議会の同意をお願いするものであります。

議案第110号は、財産の取得についてであります。

平成20年度地域活性化・生活対策臨時交付金事業、地上デジタル放送テレビ購入について、平成21年9月3日、16業者を指名し競争入札に付したところ、有田川町大字上中島685の3、小笠原電気株式会社 代表取締役 小笠原崇氏が1,606万5,000

円で落札いたしましたので、物品購入契約を締結するに当たり、議会の同意をお願いするものであります。

議案第111号は、財産の取得についてであります。

平成20年度地域活性化・生活対策臨時交付金事業、地上デジタル放送対応テレビ購入について、平成21年9月3日、16業者を指名し競争入札に付したところ、有田川町大字上中島685の3、小笠原電気株式会社 代表取締役 小笠原崇氏が1,405万9,500円で落札いたしましたので、物品購入契約を締結するに当たり、議会の同意をお願いするものであります。

議案第112号は、財産の取得についてであります。

町有公用自動車、塵芥収集車の購入について、平成21年8月27日、41業者を指名し競争入札に付したところ、有田川町大字中野284の2、金屋モータース 久保好治氏が1,133万円で落札いたしましたので、物品購入契約を締結するに当たり、議会の同意をお願いするものであります。

議案第113号は、財産の取得についてであります。

平成21年度有田川町Library図書購入について、平成21年8月27日、4業者を指名し競争入札に付したところ、有田川町大字下津野270番地、平松書店 平松次^{じろう}氏が6,074万4,600円で落札いたしましたので、物品購入契約を締結するに当たり、議会の同意をお願いするものであります。

以上で、追加議案に対する説明を終わらせていただきます。

何とぞご審議の上、ご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（橋爪弘典）

以上で、町長の提案理由の説明が終わりました。

続きまして、補足説明はありますか。

——ないようでございますので、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

日程第2、議案第105号から日程第10、議案第113号までを提案理由の説明だけにとどめ、議案調査のため審議を中止したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

本日の会議は、これで延会にしたいと思います。

次回の本会議は、9月18日、金曜日、午前9時30分から再開をいたします。

なお、このあと3時25分から3階中会議室におきまして全員協議会を開催いたします。よろしくお願いをいたします。

~~~~~

延会 15時13分